

# 官報号外

平成二十五年十一月十三日

## ○第一百八十五回 参議院会議録第六号

平成二十五年十一月十三日(水曜日)

午前十時一分開議

### ○議事日程 第六号

平成二十五年十一月十三日

午前十時開議

### 第一 電気事業法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

### 第二 海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)

### 第三 生活保護法の一部を改正する法律案(内閣提出)

### 第四 生活困窮者自立支援法案(内閣提出)

### ○本日の会議に付した案件

#### 一、議員アントニオ猪木君を懲罰に付するの動議(水落敏栄君外七名提出)

#### 一、特別会計に関する法律等の一部を改正する等の法律案(趣旨説明) 以下 議事日程のとおり

○議長(山崎正昭君) この際、議員アントニオ猪木君を懲罰に付するの動議を議題といたします。まず、提出者の趣旨説明を求めます。水落敏栄君。

〔水落敏栄君登壇、拍手〕

○水落敏栄君 ただいま議題となりました動議につきまして、提出者を代表してその趣旨を御説明いたします。

国会開会中の海外渡航については、あらかじめ御報告申し上げます。今般の園遊会における山本太郎議員の行動について、去る八日、私から山本議員に対し厳重注意を行いました。その内容を申し上げます。

今般の園遊会における山本太郎議員の行動は、常識を欠くものであり、極めて遺憾である。

園遊会への参列は、参議院の推薦によるものであります。参議院議員として品位、節度を持った行動が求められるることは論をまたない。今回の行動は、これを著しく逸脱したものと判断せざるを得ず、院の秩序を乱す行為に当たるとの指摘もなされている。

今後、院の内外を問わず、議員としての品位を疑わしめるがごとき言動がないよう厳に慎み、真に国民の負託にこたえるよう、ここに厳重に注意する。なお、今後、皇室行事に参列することは適当でなく、院として認めない。以上でございます。

決定いたしました。

しかし、アントニオ猪木君はこの決定を無視

し、十一月一日から七日まで渡航を強行しました。これは、重大かつ明白なルール違反であるだけでなく、参議院の秩序を乱すものであり、これを看過することはできません。

よつて、議院運営委員会理事会を構成する全会派である自由民主党、民主党・新緑風会、公明党、みんなの党及び日本共産党の共同で本動議を提出した次第であります。

何とぞ御賛同いただき、懲罰委員会に付託されますようお願い申し上げます。(拍手) 提出した次第であります。

○議長(山崎正昭君) 懲罰の動議は討論を用いなで採決することとなつております。

本動議の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(山崎正昭君) 問もなく投票を終了いたしました。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

賛成

反対

二百三十二  
二百一十四  
八

よつて、本動議は可決されました。

議長は、議員アントニオ猪木君懲罰事犯の件を懲罰委員会に付託いたします。

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(山崎正昭君) この際、日程に追加して、特別会計に関する法律等の一部を改正する等の法律案について、提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山崎正昭君) 御異議ないと認めます。財務大臣麻生太郎君。

〔國務大臣麻生太郎君登壇、拍手〕

○國務大臣(麻生太郎君) ただいま議題となりました特別会計に関する法律等の一部を改正する等の法律案の趣旨を御説明申し上げます。

本法律案は、国全体の財政の一層の効率化及び透明化を図るため、特別会計及びその勘定等につきまして、廃止、統合等を行うものであります。以下、本法律案の内容につきまして御説明申し上げさせていただきます。

第一に、特別会計の設置、管理及び経理に関し、効果的かつ効率的な事務及び事業の実施、区分経理の必要性の不斷の見直し、租税収入を一般会計に計上することによる財政状況の総覧性の確保、特別会計における経理の区分の在り方の不断の見直し、剩余金の適切な処理及び資産及び負債等の財務情報の開示を特別会計に共通する基本理念として定めることといたしております。

第二に、特別会計及びその勘定の整理合理化を図るため、社会資本整備事業特別会計、交付税及び譲与税配付金特別会計の交通安全対策特別交付金勘定及び食料安定供給特別会計の農業経営基盤強化勘定を廃止いたします。また、食料安定供給特別会計、農業共済再保険特別会計及び漁船再保険及び漁業共済保険の特別会計を統合する等の施策を講ずることといたしております。

第三に、国債整理基金特別会計につきましてによる無駄な支出への懸念など、様々な指摘がな

は、前倒し債の発行収入金を翌年度の歳入に組み入れることとする規定の整備等を行うことといた

しております。このほか、外国為替資金特別会計につきましては、毎会計年度の剩余金のうち、同会計の健全な運営を確保するために必要な金額を、外國為替資金に組み入れるとともに、積立金の廢止等を行うことといたしております。

第四に、旧臨時軍事費特別会計に関する歳入歳出の別途整理を取りやめるとともに、経済基盤強化のための資金に関する法律を廃止することといたしております。

このほか、所要の規定の整備を行うこととしておりました特別会計に関する法律等の一部を改正する等の法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げた次第であります。(拍手)

以上、特別会計に関する法律等の一部を改正する等の法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げた次第であります。(拍手)

〔議長(山崎正昭君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がござります。発言を許します。議崎哲史君。〕

○議崎哲史君(登壇、拍手)

ただいま議題となりました特別会計に関する法律等の一部を改正する等の法律案について、会派を代表して質問をさせていただきます。

国家財政の悪化は以前より指摘をされ、これまでも様々な論議と対策が行われてきましたが、残念ながら悪化の一途をたどってきたことは周知の事実であります。その中につけて、特別会計においては、以前から予算全体の仕組みが複雑で分かりにくく、財政の一覧性の阻害や、監視不十分による無駄な支出への懸念など、様々な指摘がな

されてまいりました。

こうした中、平成十五年二月の衆議院財務金融委員会において、当時の塩川財務大臣が、母屋で身を離れて、辛抱しようとか節約しておゆを食つて、離れ座敷で子供がすき焼きを食つておるとして、特別会計改革の必要性に言及されました。こうしたことなども一つの契機となり、特別会計改革の論議が進められていくこととなりました。

その後、平成十七年十二月に行政改革の重要な方針が閣議決定され、次いで翌年の平成十八年には行政改革推進法、そして平成十九年に特別会計に関する法律が制定されたことにより、特別会計の統廃合、事務事業の合理化、効率化や、予算、決算にかかる財務書類の作成と国会提出の法定化など、具体的な改革が実行に移されることとなりました。

こうした特別会計改革に向けた取組を改めて力強く推進するために、民主党への政権交代以降、特別会計の事業仕分けを行い、全ての特別会計の全般の勘定について資金の流れを検証し、その事業、制度の在り方にまで踏み込んで検討をいたしました。

その結果を踏まえ、平成二十四年に特別会計改革の基本方針を閣議決定し、昨年の通常国会に特別会計法の改正案を提出いたしましたが、ねじれ国会の下では審議されることもなく、衆議院の解散によって廃案に至りました。そして、本年一月には民主党政権下で進めた特別会計改革の基本方針は凍結されてしましましたが、改革の灯を絶やす、何としてもその前進を図るべく、民主党は

本国会において閣法として改正案が提出されたことは、この十年にわたる特別会計改革の志が党派を超えて脈々と引き継がれているものと、私自身受け止めています。しかしながら、その内容は、民主党政権下で提出された改正案と実質的に変わることのないものであり、我々が進めてきた改革が間違いなかつたという確信を強めると同時に、結果として特別会計改革の実行が丸々一年遅れたことは残念と言わざるを得ません。

そこで、麻生財務大臣にお尋ねいたします。本年一月の予算編成基本方針において、特別会計改革を凍結した後、どのような経緯を経て民主党政権下で提案された法案と同内容の法案を提出するという御判断に至ったのでしょうか。安倍内閣が閣議に取り組むに当たり、民主党政権下での取組をどのように評価し生かしていくのか、あるいは、民主党政権下での取組とは異なる基本方針をお持ちなのか、お答えをいただきたいと思います。また、結果として改革が一年遅れたことに対してどのように受け止めておられるのか、お答えをいただきたいと思います。

次に、二点目といたしまして、平成十八年度施行の行政改革推進法第十七条二項において、平成十八年度から二十二年度までの間ににおいて、総額二十兆円程度を財政健全化に寄与させることが目標と定められていますが、同期間ににおける効果額とそれに対する評価についてお伺いいたします。効果額については、一般会計への繰入額等を含めた総額とは別に、会計や勘定の統廃合による事務等の合理化や効率化による効果額についてもお示しあげたいと思います。

さらに、本改正案における効果額として、今後どのくらいの期間でどの程度の効果額を見込んで

おられるのか、そして、それが財政健全化にどの程度の貢献が見込まれるとお考えなのか、現時点での数値がなければ、そうした目標値をいつ設定されるおつもりか、併せて麻生財務大臣にお伺いしたいと思います。

次に、三点目であります。

これまでの改革により、特別会計数は削減されました。統合前の事業実施のため新たな勘定が創設されるなど、決して十分な改革であつたとは言えませんでした。本改正案においては、東日本大震災復興特別会計を除き、特別会計数を現在の十七会計から十四会計、勘定数を現在の五十一勘定から三十四勘定に削減するとの内容であります。

民主党政権における特別会計改革の基本方針や、民主党及びみんなの党の共同提案では、更に二会計と一勘定の削減を前提としていました。具体的には、森林保険特別会計、貿易再保険特別会計、自動車安全特別会計内の自動車検査登録勘定について、年度を明確にした上で廃止することを前提に検討することとし、最終的に経過会計・勘定を含み十二会計、三十一勘定としておりました。

これら三つの特別会計については、現時点では何の方針も示されておりませんが、廃止前提という従来方針の考え方にはないでしょうか。また、いつもごろをめどに方針をまとめられるかについて、併せて麻生財務大臣にお伺いしたいと思います。

次に、四点目であります。

外国為替資金特別会計の改正に対する受け止めとして、一部の報道においては、運用の外部委託に対ししてそのリスクを指摘するものがあります。

財務省にて、信託契約や投資一任契約により運用を外部に委託することを可能とする点や、現行法では銀行に限定されている外国為替資金の貸借等の取引相手を証券会社等にまで拡大するとの内容に対するものであります。

こうしたりスクやその回避に向けて、また、委託先の選定の透明化や運用状況の公開、結果責任の明確化等についてどのようなお考えをお持ちですか。

麻生財務大臣よりお聞かせいただきたいと思いま

う」と思っています。

次に、五点目であります。

社会資本整備事業特別会計についてであります。本改正案では、同特別会計を廃止し、その内訳である道路整備勘定、治水勘定、港湾整備勘定、業務勘定の四勘定を一般会計化し、残る空港整備勘定については自動車安全特会に経過勘定を設置し区分経理することになります。

しかしながら、本年一月の与党税制大綱において、「今後、道路等の維持管理・更新や防災・減災等の推進に多額の財源が必要となる中で、原因

者負担・受益者負担としての性格を明確化するた

め、その税収について、道路の維持管理・更新等

のための財源として位置づけ、自動車ユーザーに

還元されるものであることを明らかにする方向で

見直しを行う」とあり、あたかも道路特定財源の復活を検討するものとも受け止められる文言があ

ります。

本年の第百八十三回通常国会の一月三十日、衆議院本会議において、民主党海江田代表による代表質問に対して、安倍総理からは、「自動車重量税は一般財源であり、道路特定財源を復活するものでは全くありません。」との明確に否定される御発言がありました。総理の御発言に基づけば、今

回の特別会計の廃止により、こうした特定財源が復活することは決してないというのが私の認識であります。

この点について、改めて麻生財務大臣の認識をお伺いしたいと思います。

次に、六点目であります。

これまでの改革において、会計数や勘定数の削減による会計全体のスリム化は大きく前進したと

考えますが、今後の改革においてはどのような方

向性を持って取り組んでいくべきとお考えでしょ

うか。麻生財務大臣の所感についてお聞かせいた

だきたいと思います。

民間の企業では、仕事、仕組みの不斷の見直し

や効率化を図ることで収益率の向上を目指し、そ

の成果をもつて新たな設備投資や付加価値の創造

を行つてまいりました。こうした取組は企業規模

の大小には関係ありません。一個当たり何円何十

銭というコスト削減と、一作業当たり何秒という

効率化に常に挑戦し続けているのが現場の実態で

あり、現場におけるこうした一人一人の創意工夫

と努力の積み重ねが、企業の財政的な安定化はも

とより、その競争力の向上に大きな役割を果たし

ております。

国家財政の健全化においても、一つ一つの積み

重ねが重要であり、特別会計改革もその一つであ

ります。本法案によつて創設される基本理念の内

容は、特別会計の問題としてこれまで指摘をされ

てきたものであり、その理念とおりの運営を実施

できるかどうかが成果の鍵を握っています。まさ

に実行なくしてであります。

そこで、着実な前進を図つていくためには、理

念どおりの計画と実行、経過のチェックと問題点

の改善を繰り返す、すなわちP D C Aサイクルを

実施していくことが求められると考えますが、今

ます。

最後に、本会議初質問の機会を与えていただき

ましたことに深く感謝を申し上げまして、私の質

問といたします。

どうもありがとうございました。（拍手）

## (号外)

〔國務大臣麻生太郎君登壇、拍手〕  
○國務大臣(麻生太郎君) 本法案の提出の経緯についてのお尋ねがまずあつております。

民主党政権におきまして、昨年の通常国会に特

別会計に関する法案が提出されましたが、結果として廃案になりましたのは御存じのとおりです。

昨年末の政権交代後、各特別会計を含む二十五年度予算の編成を早急に行わなければなりませんでした。したがつて、前政権下で閣議決定された

特別会計の基本方針は一旦凍結したところあります。その上で、現政権下で改めて検討を開始し、本年六月の行政改革推進会議において特別会計改革に関する取りまとめを行つております。

この取りまとめを踏まえ、民主党政権下で提出された特別会計改革法案の内容に加え、財政の効率化、透明化を不斷に図ることを示す観点から、特別会計改革に係る基本理念への追加を行つたところであります。その上で、平成二十六年度予算から実施すべく、本法案を臨時国会へ提出する」といたしました次第であります。

行政改革の取組は、政権が替わろうとも不斷に進めていかなければならないものであります。行政改革につきましては、民主党政権時代も含めまして、相当程度の議論が積み重ねられてきたものと考えております。このため、特別会計改革はもとより、行政事業レビューや独立行政法人改革につきましても、引き継ぐべきものは引き継いでまいりたいと考えております。

特別会計改革が一年遅れたではないかとのお尋ねもあつております。

民主党政権下において提出された特別会計改革

に關する法案が、昨年十一月、衆議院の解散に伴い廃案になつたことは御承知のとおりであります。

十五年度の年明けに法案を改めて国会に提出し年度内に成立を図つたとしても、会計システムの変更、整備などに要する期間を考えれば、平成二十

五年度予算より改革を実施することは既に事実上不可能となつていたものと考えております。このため、現政権下で提出し、ただいま御審議いただいている法案を今臨時国会では非とも成立させていただき、平成二十六年度予算より改革を直ちに実施いたしたいと考えております。

平成十八年度から特別会計改革の効果についてのお尋ねもあつております。

平成十八年度からの一連の特別会計の改革で

は、財政健全化につながりますよう、特別会計の積立金、剰余金につきましては、できる限り活用を進めてきておるところであります。具体的には、行政改革推進法における目標を踏まえ、平成十八年度から平成二十二年度までに累積で約二十七兆円を一般会計に繰り入れております。また

会計、勘定の統廃合によります直接的な効果を算出することは困難ですが、特別会計に計上されております事務費、人件費の合計額を機械的に比較をいたしますと、平成二十二年度は平成十八年度に比べ約三千百億円減少をいたしております。

次に、本改正案による歳出削減効果の額についてのお尋ねがありました。

今回の特別会計改革による歳出削減効果を定量的にお示しすることは困難ですが、特別会計・勘定の一般会計化や、統合に伴い業務の効率化が進

ります。加えて、勘定の統合による特別会計における資金の効率的な活用なども期待できると考えております。定量的な目標値を設定することは困難ですが、毎年の予算編成において、財政の健全化に貢献できるよう、事業事務の見直しを最大限に努めてまいらねばならぬものと考えております。

次に、民主党政権下で廃止を前提としていた三つの特別会計についてのお尋ねもあつております。

御指摘の森林保険特別会計、貿易再保険特別会計及び自動車安全特別会計の自動車検査登録勘定につきましては、これらの事業を担うこととなる独立行政法人の在り方と一体的に検討しており、年末をめどに一定の結論を得るべく努めてまいりたいと考えております。

平成十八年度から特別会計改革の効果についてお尋ねもあつております。

平成十八年度から特別会計の改革で

は、財政健全化につながりますよう、特別会計の積立金、剰余金につきましては、できる限り活用を進めてきておるところであります。具体的には、行政改革推進法における目標を踏まえ、平成十八年度から平成二十二年度までに累積で約二十七兆円を一般会計に繰り入れております。また

会計、勘定の統廃合によります直接的な効果を算出することは困難ですが、特別会計に計上されております事務費、人件費の合計額を機械的に比較をいたしますと、平成二十二年度は平成十八年度に比べ約三千百億円減少をいたしております。

次に、本改正案による歳出削減効果の額についてのお尋ねがありました。

今回の特別会計改革による歳出削減効果を定量的にお示しすることは困難ですが、特別会計・勘定の一般会計化や、統合に伴い業務の効率化が進

ります。加えて、勘定の統合による特別会計における資金の効率的な活用なども期待できると考えております。定量的な目標値を設定することは困難ですが、毎年の予算編成において、財政の健全化に貢献できるよう、事業事務の見直しを最大限に努めてまいらねばならぬものと考えております。

特別会計につきましては、平成十九年度以降改革を進めてまいりましたが、今回の改革によりまして、特会改革のための制度的な対応はおおむね整うものと考えております。御指摘のように、今回の法案をおきましては、特別会計の在り方について、区分整理の必要性や資産保有の在り方の不断の見直しなどを内容とする基本理念も定めています。特別会計の事務事業につきましては、この基本理念に従い、毎年の予算編成過程において合理化、効率化を進めてまいりたいと考えております。

特別会計の運営をチエックするため新たな組織をつくることなどは考えておりませんが、企業会計の考え方を活用した特別会計財務書類の公表や政策評価、行政事業レビューなどを活用して、P-DCAサイクルの考え方を取り入れつつ、適切な運営を図つてまいりたいと考えております。

また、特別会計の運営をチエックするため新たな組織をつくることなどは考えておりませんが、企業会計の考え方を活用した特別会計財務書類の公表や政策評価、行政事業レビューなどを活用して、P-DCAサイクルの考え方を取り入れつつ、適切な運営を図つてまいりたいと考えております。

最後になりましたが、決算審議の早期開始と財政健全化に向けた取組の実施についてのお尋ねがありました。

国会における決算の審議は、執行された予算が所期の目的を達成しているかなどについて審議、御検討いたくものであります。その結果を次年

度以降の予算などへ反映させていくことは、予算の効率化、ひいては財政健全化の観点からも極めて重要と考えております。

本法案では、道路などの整備を行う社会資本整

このため、政府として決算書の早期国会提出に努めています。平成二十三年度決算は昨年十一月十六日に国会に提出済みであります。平成二十四年度につきましても近日中に提出できるよう準備を進めております。

決算審議の日程は国会の御判断によるものであります。政府として、審議に当たりましては最大限協力していく所存であります。

以上です。(拍手)

○議長(山崎正昭君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(山崎正昭君) 日程第一 電気事業法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。経済産業委員長 大久保勉君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

[大久保勉君登壇、拍手]

○大久保勉君 ただいま議題となりました法律案につきまして、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、現下の電力市場をめぐる状況に鑑み、段階的な電気事業に係る制度の抜本的な改革の一環として、今次、電気事業の遂行に当たつての広域的運営を推進する機関に係る制度の創設等の措置を講ずるとともに、電気事業者以外の者が保有する発電用の電気工作物の有効活用を図るため、託送制度の見直し等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、安定した電力供給の確保、電力システム改革が電気料金に与える影響、広域的運営推進機関の中立性確保の在り方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、みんなの党を代表して松田委員、日本共産党を代表して倉林理事よりそれぞれ反対する旨の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は多數をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。なお、本法律案に対して附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(山崎正昭君) これより採決をいたします。——これにて投票を終了いたします。

ます。

(投票開始)

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

(投票終了)

ます。

○議長(山崎正昭君) 日程第一 海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。国土交通委員長 長藤本祐司君。

(投票開始)

○議長(山崎正昭君) 問もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたします。

○議長(山崎正昭君) 投票総数 二百三十二 賛成 二百十六 反対 十六 よつて、本案は可決されました。(拍手)

(投票終了)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

ます。

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(山崎正昭君) 問もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

(投票終了)

○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたしました。

投票総数 二百三十一 一百二 二十九 賛成 反対

よつて、本案は可決されました。(拍手)

ます。

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(山崎正昭君) 問もなく投票を終了いたしました。——これにて投票を終了いたします。

(投票終了)

○議長(山崎正昭君) 日程第三 生活保護法の一部を改正する法律案

日程第四 生活困窮者自立支援法案

(いずれも内閣提出)

以上両案を一括して議題といたします。

○議長(山崎正昭君) 共産党を代表して辰巳孝太郎委員、社会民主党・護憲連合を代表して吉田忠智委員よりそれぞれ反対する旨の意見が述べられました。

まず、委員長の報告を求めます。厚生労働委員長 石井みどり君。

ます。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

○議長(山崎正昭君) これまでの議論と併せて、本法律案は可決すべきものと決定いたしました。

次いで、採決の結果、本法律案は多數をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、報告申し上げます。(拍手)

〔石井みどり君登壇、拍手〕

○石井みどり君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、生活保護法の一部を改正する法律案は、実効ある不正の防止、医療扶助の適正化等を図ることにより、国民の生活保護制度に対する信頼を高めるとともに、被保護者の就労による自立の助長を図るため、保護の決定に係る手続及び医療機関等の指定制度の整備、就労自立給付金制度の創設等の措置を講じようとするものであります。

次に、生活困窮者自立支援法案は、生活困窮者について早期に支援を行い、自立の促進を図るために、生活困窮者に対する就労の支援その他の自立の支援に関する相談等を実施するとともに、居住する住宅を確保し、就職を容易にするための給付金を支給すること等を内容とするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して審議し、新宿区において生活保護の申請窓口、生活困窮者に対する自立相談支援等の実情を観察するとともに、保護の申請手続を法律に規定する趣旨及び改正後の運用の在り方、扶養義務者に対する通知等の問題点、福祉事務所の体制整備の必要性、生活困窮者に対する相談支援の重要性、いわゆる中間的就労である就労訓練事業の認定基準等について質疑を行いましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して辰巳孝太郎委員より両法律案に反対、社会民主党・護憲連合を代表して福島みづ

ほ委員より両法律案に反対の旨の意見がそれぞれ述べされました。

○議長(山崎正昭君) 討論を終局し、順次採決の結果、両法律案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両法律案に対しそれぞれ附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(山崎正昭君) これより両案を一括して採決いたします。

両案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(山崎正昭君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたしました。

投票総数  
賛成  
反対  
十六  
二百三十二  
二百十六

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕  
よつて、両案は可決されました。(拍手)

○議長(山崎正昭君) 本日はこれにて散会いたします。

午前十時四十五分散会

出席者は左のとおり。

議員	議長	副議長	議長
吉良よし子君	山崎正昭君	輿石東君	中泉松司君
山本博司君	辰巳孝太郎君	横山信一君	三原じゅん子君
河野義博君	河野義博君	吉田忠智君	江島潔君
倉林明子君	矢倉克夫君	佐々木さやか君	井原巧君
辰巳孝太郎君	堀井巖君	福島みづほ君	石田昌宏君
河野義博君	杉久武君	佐々木さやか君	宇都隆史君
辰巳孝太郎君	田村智子君	福島みづほ君	石井浩郎君
河野義博君	石川博崇君	佐々木さやか君	丸川珠代君
辰巳孝太郎君	平木大作君	福島みづほ君	丸山和也君
河野義博君	高階恵美子君	佐々木さやか君	関口昌一君
辰巳孝太郎君	大門実紀史君	福島みづほ君	藤井基之君
河野義博君	竹谷とし子君	佐々木さやか君	岩城光英君
辰巳孝太郎君	竹谷とし子君	佐々木さやか君	小泉昭男君
河野義博君	大君哲士君	佐々木さやか君	鶴保庸介君
辰巳孝太郎君	大君哲士君	佐々木さやか君	金子原二郎君
河野義博君	浜田昌良君	佐々木さやか君	橋本聖子君
辰巳孝太郎君	谷合正明君	佐々木さやか君	山本順三君
河野義博君	谷合正明君	佐々木さやか君	脇雅史君
辰巳孝太郎君	市田治郎君	佐々木さやか君	福岡資麿君
河野義博君	市田治郎君	佐々木さやか君	山本太郎君
辰巳孝太郎君	山下清寛君	佐々木さやか君	吉川ゆうみ君
河野義博君	山下清寛君	佐々木さやか君	渡邊美樹君
辰巳孝太郎君	山口那津男君	佐々木さやか君	山本太郎君
河野義博君	山口那津男君	佐々木さやか君	吉川ゆうみ君
辰巳孝太郎君	西田実仁君	佐々木さやか君	渡邊美樹君
河野義博君	西田実仁君	佐々木さやか君	山本太郎君
辰巳孝太郎君	林芳正君	佐々木さやか君	吉川ゆうみ君
河野義博君	林芳正君	佐々木さやか君	渡邊美樹君
辰巳孝太郎君	森まさこ君	佐々木さやか君	山本太郎君
河野義博君	森まさこ君	佐々木さやか君	吉川ゆうみ君
辰巳孝太郎君	上野通子君	佐々木さやか君	渡邊美樹君
河野義博君	上野通子君	佐々木さやか君	山本太郎君
辰巳孝太郎君	中原八一君	佐々木さやか君	吉川ゆうみ君
河野義博君	中原八一君	佐々木さやか君	渡邊美樹君
辰巳孝太郎君	森林芳正君	佐々木さやか君	山本太郎君
河野義博君	森林芳正君	佐々木さやか君	吉川ゆうみ君
辰巳孝太郎君	馬場舞立君	佐々木さやか君	渡邊美樹君
河野義博君	馬場舞立君	佐々木さやか君	山本太郎君
辰巳孝太郎君	森屋磯崎君	佐々木さやか君	吉川ゆうみ君
河野義博君	森屋磯崎君	佐々木さやか君	渡邊美樹君
辰巳孝太郎君	三宅長沢君	佐々木さやか君	山本太郎君
河野義博君	三宅長沢君	佐々木さやか君	吉川ゆうみ君
辰巳孝太郎君	成志君仁彦君	佐々木さやか君	渡邊美樹君
河野義博君	成志君仁彦君	佐々木さやか君	山本太郎君
辰巳孝太郎君	馬場昇治君	佐々木さやか君	吉川ゆうみ君
河野義博君	馬場昇治君	佐々木さやか君	渡邊美樹君
辰巳孝太郎君	成志君宏君	佐々木さやか君	山本太郎君
河野義博君	成志君宏君	佐々木さやか君	吉川ゆうみ君
辰巳孝太郎君	古川俊治君	佐々木さやか君	渡邊美樹君
河野義博君	古川俊治君	佐々木さやか君	山本太郎君
辰巳孝太郎君	酒井庸行君	佐々木さやか君	吉川ゆうみ君
河野義博君	酒井庸行君	佐々木さやか君	渡邊美樹君
辰巳孝太郎君	西田良祐君	佐々木さやか君	山本太郎君
河野義博君	西田良祐君	佐々木さやか君	吉川ゆうみ君
辰巳孝太郎君	島田三郎君	佐々木さやか君	渡邊美樹君
河野義博君	島田三郎君	佐々木さやか君	山本太郎君





厚生労働委員 辞任		生活困窮者自立支援法案(閣法第六号)審査報告書
堀内 恒夫君	補欠	電気事業法の一部を改正する法律案
小池 晃君	羽生田 俊君	右は多數をもつて可決すべきものと議決した。
辰巳孝太郎君	辰巳孝太郎君	同日議員から次の質問主意書が提出された。 国境を越えた役務提供等に対する消費税の課税
国土交通委員 辞任	小池 晃君	に関する質問主意書(藤末健三君提出)(第五五号)
矢倉 克夫君	山口那津男君	アジア太平洋の安全保障に関するフォーラムの設置に関する質問主意書(藤末健三君提出)(第五五六号)
辰巳孝太郎君	山口那津男君	アシア太平洋の安全保障に関する法律案(藤末健三君提出)(第五七号)
牧山ひろえ君	井上 哲士君	特定秘密の保護に関する法律案に関する質問主意書(山本太郎君提出)(第五八号)
山下 芳生君	相原久美子君	同日内閣から次の答弁書を受領した。 参議院議員江口克彦君提出道州制に関する質問に対する答弁書(第三七号)
同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。(閣法第二一号)	同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。(閣法第二〇号)	参議院議員江口克彦君提出道州制に関する質問に対する質問に対する答弁書(第三八号)
同日衆議院から、次の議案は委員会において撤回を許可した旨の通知書を受領した。	同日衆議院から、次の議案は委員会において撤回を許可した旨の通知書を受領した。	参議院議員藤末健三君提出集団的自衛権の解釈改憲問題に関する責任の取り方に関する質問に対する答弁書(第三九号)
首都直下地震対策特別措置法案(百八十三回国会、二階俊博君外十六名提出)	参議院議員藤末健三君提出内閣法制局の存在意義と今回の長官人事の目的に関する質問に対する答弁書(第四〇号)	参議院議員藤末健三君提出内閣法制局の存在意義と今回の長官人事の目的に関する質問に対する答弁書(第四〇号)
交通基本法案(百八十三回国会、三日月大造君外三名提出)	同日内閣から、東日本大震災復興基本法第十条の二の規定に基づく東日本大震災からの復興の状況に関する報告を受領した。	同日内閣から、東日本大震災復興基本法第十条の二の規定に基づく東日本大震災からの復興の状況に関する報告を受領した。
同日委員長から次の報告書が提出された。	同日議長は、フィリピン共和国中部において八日発生した台風による被害に対し、フランクリン・ドリロン同国上院議長宛見舞電報を発送した。	同日議長は、フィリピン共和国中部において八日発生した台風による被害に対し、フランクリン・ドリロン同国上院議長宛見舞電報を発送した。
電気事業法の一部を改正する法律案(閣法第一号)審査報告書	電気事業法の一部を改正する法律案(閣法第一号)審査報告書	電気事業法の一部を改正する法律案
海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法案(閣法第四号)審査報告書	海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法案(閣法第四号)審査報告書	措置の期限を待つことなく、スマートメーターの普及、卸売市場の拡大、発電所の環境アセスメントの緩和等の施策を含め検討し、可能なものについては早急に実施すること。
生活保護法の一部を改正する法律案(閣法第五号)審査報告書	生活保護法の一部を改正する法律案(閣法第五号)審査報告書	原子力政策の抜本的見直しが求められる中、原子力発電所の廃炉に係る電力会社等の負担の軽減策など競争環境下における原子力発電の在り方、原子力賠償の在り方の見直し及び我が国における核燃料サイクル政策の位置付けについて早急に検討の上、電力システム改革と同時に行動的に適切な施策を実施すること。
審査報告書		化石燃料の輸入が増加し国民負担の増大が懸念されていることにも鑑み、第二段階までの法的措置の期限を待つことなく、スマートメーターの普及、卸売市場の拡大、発電所の環境アセスメントの緩和等の施策を含め検討し、可能なものについては早急に実施すること。
平成二十五年十一月十二日		経済産業委員長 大久保 勉
参議院議長 山崎 正昭殿		

働者について一定の形態の争議行為の禁止を定める「電気事業及び石炭鉱業における争議行為の規制に関する法律」については、自由な競争の促進を第一義とする電力システム改革の趣旨と整合性を図る観点から再検討を行うものとすること。

五 電気事業の規制に関する事務をつかさどる新たな行政組織は、実効性のある送配電部門の中立性の確保、電気の小売業への参入の全面自由化等の電力システム改革を推進する上で、必要な電気事業の規制に関するモニタリングを実施する等、必要最小限な組織とし、肥大化は極力避けること。

六 広域的運営推進機関については、全国大での需給調整機能の強化や再生可能エネルギーの導入拡大とその円滑な運用を行うため連系線及び基幹系統の潮流の管理等を効率的に行うこととし、その業務の適正なマネジメントを確保するための仕組みを整備するとともに、専門的知見と中立性を備えた人材の育成及び確保に取り組むものとすること。

右決議する。

電気事業法の一部を改正する法律案  
右の内閣提出案は本院においてこれを可決したたよつて国会法第八十三条により送付する。

平成二十五年十一月一日

衆議院議長 山崎 正昭殿

電気事業法の一部を改正する法律案	第四款 供給計画(第二十九条)
電気事業法の一部を改正する法律案	第三節 監督(第三十条—第三十三条)
電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)の一 七条	第三章 会計及び財務(第三十四条—第三十 七条)
電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)の一 七条	第二章 業務
電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)の一 七条	第一編 総則(第一条・第二条)
電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)の一 七条	第二編 電気事業
電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)の一 七条	第一章 事業の許可等(第三条—第十七条)
電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)の一 七条	第二章 業務
電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)の一 七条	第一節 供給(第十八条—第二十七条)
電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)の一 八条	第二節 広域的運営
電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)の一 八条	第三節 環境影響評価に関する特例(第四 十六条)
電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)の一 八条	第四節 工事計画及び検査(第四十七条— 第五十五条)
電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)の一 八条	第五節 承継(第五十五条の二)
電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)の一 八条	第六節 土地等の使用(第五十八条—第六十六 条)
電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)の一 八条	第七節 一般用電気工作物(第五十六条—第 五十七条の二)
電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)の一 八条	第八節 登録安全管理審査機関、指定試験機 関及び登録調査機関
電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)の一 八条	第九節 登録安全管理審査機関(第六十七 一条—第六十八条)
電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)の一 八条	第十節 指定試験機関(第八十一条—第八十 八条)
電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)の一 八条	第十一節 登録調査機関(第八十九条—第九十 九条)
電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)の一 八条	第十二節 電気事業の用に供する電気工作物以外 の電気の量に相当する量の電気を供給する こと。
電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)の一 八条	第十三節 非電気事業用電気工作物
電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)の一 八条	第十四節 第二章の節名、同章第一節及び 第二節の節名、同章第三節の節名、第四章及び第五章の章 名、同章第三節の節名、第四章及び第五章の章 名、同章第一節から第二節までの節名並びに第六 章から第八章までの章名を削る。
電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)の一 八条	第十五節 第一条の前に次の編名を付する。 第一編 総則
電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)の一 八条	第十六条 第二条第一項第十四号を次のように改める。 イ 特定電気事業を営む他の者から受電した 一般電気事業者が、同時に、その受電した 場所以外のその供給区域内の場所におい て、当該他の者のその特定電気事業の用に 供するための電気の量の変動に応じて、当 該他の者に対して、電気を供給すること。
電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)の一 八条	第十七条 第二条第一項第十四号を次のように改める。 イ 特定規模電気事業を営む他の者から受電した 一般電気事業者が、同時に、その受電した 場所以外のその供給区域内の場所におい て、当該他の者のその特定電気事業の用に 供するための電気の量の変動に応じて、当 該他の者に対して、電気を供給すること。
電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)の一 八条	第十八条 第二条第一項第十四号を次のように改める。 イ 特定規模電気事業を営む他の者から受電した 一般電気事業者が、同時に、その受電した 場所以外のその供給区域内の場所におい て、当該他の者のその特定電気事業の用に 供するための電気の量の変動に応じて、当 該他の者に対して、電気を供給すること。
電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)の一 八条	第十九節 第二章の節名、同章第一節及び 第二節の節名、同章第三節の節名、第四章及び第五章の章 名、同章第三節の節名、第四章及び第五章の章 名、同章第一節から第二節までの節名並びに第六 章から第八章までの章名を削る。

第一章及び第二章の章名、同章第一節及び第二

八 電気事業の用に供する電気工作物以外の  
発電用の電気工作物(以下このハにおいて  
「非電気事業用電気工作物」という。)を設置  
する他の者から当該非電気事業用電気工作

物(当該他の者と経済産業省令で定める密接な関係を有する者が設置する非電気事業用電気工作物を含む)の発電に係る電気を受電した一般電気事業者が、同時に、その受電した場所以外のその供給区域の場所において、当該他の者に対して、当該他の者が当該一般電気事業者にあらかじめ申し出た量の電気を供給すること(当該他の者又は当該他の者と経済産業省令で定める密接な関係を有する者の特定規模需要に応ずるものに限る)。

## 第二条第二項を次のように改める。

2 一般電気事業者が次に掲げる事業を営むときは、その事業は、一般電気事業とみなす。

一 他の一般電気事業者にその一般電気事業の用に供するための電気を供給する事業

二 自らの供給区域内に供給地点を有する特定電気事業者にその特定電気事業の用に供するための電気を供給する事業

三 第二十四条の三第一項に規定する託送供給を行う事業(前二号に該当するものを除く。)

第三条第一項中「この節」を「この章」と改め、同条の前に次の編名及び章名を付する。

## 第二編 電気事業

### 第一章 事業の許可等

第七条第一項中「この節」を「この章」と改める。

第十七条の次に次の章名及び節名を付する。

#### 第二章 業務

##### 第一節 供給

第二十四条の三第一項中「又は」を「若しくは」に改め、「ための電気」の下に「又は第二条第一項第十四号ハに掲げる接続供給に係る電気」を加える。

**第二十五条第一項ただし書中「又は特定規模電気事業の用に供するための電気」を「若しくは特定規模電気事業の用に供するための電気又は第二条第一項第十四号ハに掲げる接続供給に係る電気」に改める。**

第二十七条中「特定規模電気事業者の」を「特定規模電気事業者以下この条において「一般電気事業者等」という。」から電気の供給を受ける者に対し、「制限し」を「制限すべきこと」に、「一般電気事業者 特定電気事業者若しくは特定規模電気事業者から」を「一般電気事業者等から電気の供給を受ける者に対し、一般電気事業者等から」に、「制限する」を「制限すべきことを命じ、又は勧告する」に改め、同条に次の二項を加える。

2 経済産業大臣は、前項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、一般電気事業者等から電気の供給を受ける者に対する一般電気事業者等が供給する電気の使用的状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

第三十二条の次に次の節名及び款名を付する。

### 第二節 広域的運営

#### 第一款 電気事業者相互の協調

第二十八条の見出しを削り、同条中「による」の下に「電気の安定供給の確保その他」を、「卸供給事業者」の下に「及び第二十八条の三第二項に規定する特定自家用電気工作物設置者」を加え、同条の次に次の二款及び款名を加える。

2 前項の規定による届出をした者(第三十一条(卸供給事業者の届出))

第三項において「特定自家用電気工作物設置者」というのは、次の各号のいずれかに該当するときは、経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、氏名又は名称及び住所その他の者と経済産業省令で定める密接な関係を有する者の特定規模需要に応するものに限る)。

一項及び第三十一条第二項において同じ。)

その事業を開始したときは、経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、氏名又は名称及び住所その他の経済産業省令で定める事項を記載した書類を添えて、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

一 前項の事項を変更したとき。

二 前項の規定による届出に係る発電用の自家用電気工作物が同項の経済産業省令で定めた要件に該当しなくなつたとき。

三 前項の規定による届出に係る発電用の自家用電気工作物と一般電気事業者が維持し、及び運用する電線路とを直接に又は一般電気事業者以外の者が維持し、及び運用する電線路を通じて間接に電気的に接続されている状態でなくなつたとき。

四 その他経済産業省令で定める場合に該当するとき。

### (特定自家用電気工作物設置者の届出)

#### 第二十八条の三 発電用の自家用電気工作物であつて経済産業省令で定める要件に該当するものを設置する者(電気事業者及び卸供給事業者を除く。)は、当該自家用電気工作物と一般電気事業者が維持し、及び運用する電線路とを直接に又は一般電気事業者以外の者が維持し、及び運用する電線路を通じて間接に電気的に接続したときは、経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、氏名又は名称及び住所その他の経済産業省令で定める事項を記載した書類を添えて、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。ただし、経済産業省令で定める場合は、この限りでない。

第三項において「特定自家用電気工作物設置者」というのは、次の各号のいずれかに該当するところにより、電気事業の遂行に当たつての広域的運営を推進することを目的とする。

第四項において「推進機関」というのは、電気事業者が営む電気事業に係る電気の需給の状況の監視及び電気事業者への電気の供給の指示等の業務を行うことにより、電気事業の遂行に当たつての広域的運営を推進することを目的とする。

### (目的)

#### 第二十八条の四 広域的運営推進機関(以下「推進機関」という。)

第三項において「推進機関」というのは、電気事業者が営む電気事業に係る電気の需給の状況が悪化した他の電気事業者への電気の供給の指示等の業務を行うことにより、電気事業の遂行に当たつての広域的運営を推進することを目的とする。

#### (法人格)

#### 第二十八条の五 推進機関は、法人とする。

#### (数)

#### 第二十八条の六 推進機関は、一を限り、設立されるものとする。

(名称)

第二十八条の七 推進機関は、その名称中に広域的運営推進機関という文字を用いなければならない。

2	推進機関でない者は、その名称中に広域的運営推進機関という文字を用いてはならない。	(登記)	2	前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。	(一般社団法人及び一般財團法人に関する法律の準用)	2	前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。	(一般社団法人及び一般財團法人に関する法律の準用)
3	前項の規定により推進機関に加入する手続をとつた者は、同項の許可を受けた時又は同項の届出が受理された時に、推進機関の会員とな	(会員の資格等)	3	前項の規定により推進機関の会員の資格を有する者は、電気事業者に限る。	(会員の資格等)	3	前項の規定により推進機関の会員の資格を有する者は、電気事業者に限る。	(会員の資格等)
4	創立総会では、定款及び業務規程を修正することができる。	(設立要件)	4	電気事業者は、推進機関に加入した場合では、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。	(設立要件)	4	電気事業者は、推進機関に加入した場合では、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。	(設立の手続並びに定款及び業務規程の内容が法令に適合していること)
5	第三項の規定による創立総会の議事は、その開会までに発起人に対して会員となる旨を申し出た電気事業者及び発起人の半数以上が出席し、その出席者の議決権の三分の二以上で決する。	(登記)	5	第三項の規定による創立総会の議事は、その開会までに発起人に対して会員となる旨を申し出た電気事業者及び発起人の半数以上が出席し、その出席者の議決権の三分の二以上で決する。	(登記)	5	第三項の規定による創立総会の議事は、その開会までに発起人に対して会員となる旨を申し出た電気事業者及び発起人の半数以上が出席し、その出席者の議決権の三分の二以上で決する。	(登記)
6	推進機関の成立の日を含む事業年度の業務の運営に必要な事項(予算を含む。)の決定は、第二十八条の三十三の規定にかかわらず、創立総会の決議によることができる。	(認可の申請)	6	推進機関の成立の日を含む事業年度の業務の運営に必要な事項(予算を含む。)の決定は、第二十八条の三十三の規定にかかわらず、創立総会の決議によることができる。	(認可の申請)	6	推進機関の成立の日を含む事業年度の業務の運営に必要な事項(予算を含む。)の決定は、第二十八条の三十三の規定にかかわらず、創立総会の決議によることができる。	(認可の申請)
7	第二十八条の三十四本文の規定は、前項の規定による創立総会の議事に準用する。この場合において、同条本文中「総会員」とあるのは、「その開会までに発起人に対して会員となる旨を申し出た電気事業者及び発起人」と読み替えるものとする。	(設立)	7	第二十八条の三十八及び第二十八条の三十九の規定は、創立総会の決議に準用する。	(設立)	7	第二十八条の三十八及び第二十八条の三十九の規定は、創立総会の決議に準用する。	(設立)
8	第二十八条の二第三項の届出をする場合は、その会員にならうとする七以上の電気事業者が発起人とななければならない。	(登記)	8	第二十八条の二第三項の届出をするには、その会員にならうとする七以上の電気事業者が発起人とななければならない。	(登記)	8	第二十八条の二第三項の届出をするには、その会員にならうとする七以上の電気事業者が発起人とななければならない。	(登記)
9	第二十八条の二第一項の許可を受けて電気事業(特定規模電気事業を除く。)を営もうとする者及び第十六条の二第一項の届出をして特定規模電気事業を営もうとする者は、その許可の申請又は届出に先立つて、推進機関に加入する手続をとらなければならぬ。	(認可の基準)	9	第二十八条の二第一項の許可を受けて電気事業(特定規模電気事業を除く。)を営もうとする者及び第十六条の二第一項の届出をして特定規模電気事業を営もうとする者は、その許可の申請又は届出に先立つて、推進機関に加入する手続をとらなければならぬ。	(認可の基準)	9	第二十八条の二第一項の許可を受けて電気事業(特定規模電気事業を除く。)を営もうとする者及び第十六条の二第一項の届出をして特定規模電気事業を営もうとする者は、その許可の申請又は届出に先立つて、推進機関に加入する手続をとらなければならぬ。	(認可の基準)
10	前項の規定により推進機関に加入する手続をとつた者は、同項の許可を受けた時又は同項の届出が受理された時に、推進機関の会員とな	(会員の加入及び脱退)	10	前項の規定により推進機関に加入する手続をとつた者は、同項の許可を受けた時又は同項の届出が受理された時に、推進機関の会員とな	(会員の加入及び脱退)	10	前項の規定により推進機関に加入する手続をとつた者は、同項の許可を受けた時又は同項の届出が受理された時に、推進機関の会員とな	(会員の加入及び脱退)
11	創立総会では、定款及び業務規程を修正することができる。	(会員に対する制裁)	11	創立総会では、定款及び業務規程を修正することができる。	(会員に対する制裁)	11	創立総会では、定款及び業務規程を修正することができる。	(会員に対する制裁)
12	会員にならうとする者を募り、これを会議の日時及び場所とともにその会議開催日の二週間前までに公告して、創立総会を開かなければならぬ。	(会員の加入及び脱退)	12	会員にならうとする者を募り、これを会議の日時及び場所とともにその会議開催日の二週間前までに公告して、創立総会を開かなければならぬ。	(会員の加入及び脱退)	12	会員にならうとする者を募り、これを会議の日時及び場所とともにその会議開催日の二週間前までに公告して、創立総会を開かなければならぬ。	(会員の加入及び脱退)
13	会員の加入及び脱退	(会員の加入及び脱退)	13	会員の加入及び脱退	(会員の加入及び脱退)	13	会員の加入及び脱退	(会員の加入及び脱退)
14	会員に対する制裁	(会員に対する制裁)	14	会員に対する制裁	(会員に対する制裁)	14	会員に対する制裁	(会員に対する制裁)

六 役員に関する事項	に違反したことにより罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
七 評議員会に関する事項	受けたときは、この限りでない。
八 会費に関する事項	(監事の兼職禁止)
九 財務及び会計に関する事項	号のいずれかに該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。
十 定款の変更に関する事項	第二十八条の二十二 推進機関は、役員が前条各号により、総会において選任し、又は解任する。ただし、設立当時の役員は、創立総会において選任する。
十一 公告の方法	第二十八条の二十三 役員は、定款で定めるところにより、総会において選任し、又は解任する。ただし、設立当時の役員は、創立総会において選任する。
十二 定款の変更に関する事項	第二十八条の二十九 推進機関に、役員として、理事長一人、理事一人以上及び監事一人以上を置く。(役員の権限)
十三 第二十八条の二十 理事長は、推進機関を代表し、その業務を総理する。	第二十八条の二十 理事長は、理事長、理事、評議員又は推進機関の職員を兼ねてはならない。
十四 第二十八条の二十一 理事は、定款で定めるところにより、推進機関を代表し、理事長を補佐して推進機関の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその業務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。	第二十八条の二十一 理事は、理事長、理事、評議員又は推進機関の職員を兼ねてはならない。
十五 第二十八条の二十二 監事は、推進機関の業務を監査する。	第二十八条の二十二 理事長は、定款で定めるところにより、毎事業年度一回通常総会を招集しなければならない。
十六 第二十八条の二十三 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は経済産業大臣に意見を提出することができる。	第二十八条の二十三 この法律に特別の定めがあるもののほか、次に掲げる事項は、総会の決議を経なければならない。
十七 (役員の欠格条項)	第一二二条の二十一 次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。
十八 第二十八条の二十二 次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。	第一二二条の二十二 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く。)は、推進機関に対し、期間を指定して、その役員を解任すべきことを命ずることができる。
十九 第二十八条の二十二 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者	第一二二条の二十二 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
二十 三 この法律又はこの法律に基づく命令の規定	第一二二条の二十二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定

二十一 第二十八条の二十四 役員は、當利を目的とする団体の役員となり、又は自ら當利事業に従事し	第二十八条の二十四 役員は、評議員二十人以内で組織する。
二十二 (役員の兼職禁止)	第二十八条の二十九 推進機関の役員若しくは職員若しくは評議員又はこれらの職にあつた者は、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。
二十三 第二十八条の二十九 推進機関の役員若しくは職員を解任すべきことを命ずることができる。	第二十八条の二十九 推進機関の役員若しくは職員若しくは評議員又はこれらの職にあつた者は、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。
二十四 第二十八条の三十 推進機関の役員及び職員並びに評議員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)に	第二十八条の三十 推進機関の役員及び職員並びに評議員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)に

二十五 総会の招集	第二十八条の三十一 理事長は、定款で定めるところにより、毎事業年度一回通常総会を招集しなければならない。
二十六 第五目 総会	第二十八条の三十二 経済産業大臣が指名するそ
二十七 (指名職員の会議への出席)	第二十八条の三十二 経済産業大臣が指名するそ
二十八 (総会の決議事項)	第二十八条の三十二 この法律に特別の定めがあ
二十九 (総会の議事)	第二十八条の三十三 この法律に特別の定めがあ
三十 (総会の議決権)	第二十八条の三十四 総会の議事は、総会員の半数以上が出席し、その議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによ
三十一 (臨時総会)	る。ただし、前条第一号及び第三号の議事は、出席した会員の議決権の三分の二以上の多数で決する。

三十二 (臨時総会)	第二十八条の三十五 総会員の五分の一以上から
三十三 (評議員会)	第二十八条の三十五 総会員の五分の一以上から
三十四 (評議員会)	第二十八条の三十五 総会員の五分の一以上から
三十五 (評議員会)	第二十八条の三十五 総会員の五分の一以上から
三十六 (評議員会)	第二十八条の三十五 総会員の五分の一以上から

きは、理事長は、臨時総会を招集しなければならない。ただし、総会員の五分の一の割合について、定款でこれと異なる割合を定めることができること。

## (総会の招集)

第二十八条の三十六 総会の招集の通知は、総会の日より少なくとも五日前に、その会議の目的である事項を示し、定款で定めた方法に従つてしなければならない。

## (総会の決議事項)

第二十八条の三十七 総会においては、前条の規定によりあらかじめ通知をした事項についてのみ、決議をすることができる。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りでない。

## (会員の議決権)

第二十八条の三十八 各会員の議決権は、平等とする。

2 総会に出席しない会員は、書面又は代理人をもつて、議決権を行使することができる。

3 前二項の規定は、定款に別段の定めがある場合には、適用しない。

## (議決権のない場合)

第二十九条の三十九 推進機関と特定の会員との関係について議決をする場合には、その会員は、議決権を有しない。

## 第六目 業務

## (業務)

第二十八条の四十 推進機関は、第二十八条の四の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 会員が営む電気事業に係る電気の需給の状況の監視を行うこと。

二 第二十八条の四十四第一項の規定による指示を示を行うこと。

三 送配電等業務(一般電気事業者及び卸電気事業者が行う託送供給の業務その他の変電、送電及び配電に係る業務をいう。以下この条において同じ。)の実施に関する基本的な指針	(第二十八条の四十五、第二十八条の四十六及び第二十九条第二項において「送配電等業務指針」という。)を策定すること。
四 第二十九条第二項(同条第四項において準用する場合を含む。)の規定による検討及び交付を行うこと。	(第二十八条の四十五、第二十八条の四十六及び第二十九条第二項において「送配電等業務指針」という。)を策定すること。
五 送配電等業務の円滑な実施その他の電気の安定供給の確保のため必要な電気供給事業者に対する指導、勧告その他の業務を行うこと。	六 送配電等業務についての電気供給事業者からの苦情の処理及び紛争の解決を行うこと。
七 送配電等業務に関する情報提供及び連絡調整を行うこと。	八 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
九 前各号に掲げるもののほか、第二十八条の四の目的を達成するために必要な業務を行うこと。	十 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

三 推進機関は、業務規程を変更しようとするとき、經濟産業大臣の認可を受けなければならない。	三 会員から電気の供給を受けること。
四 前項の規定により報告又は資料の提出を求められた会員は、遅滞なく、報告又は資料の提出をしなければならない。	四 会員に電気工作物を貸し渡し、若しくは会員から電気工作物を借り受け、又は会員と電気工作物を共用すること。
五 前各号に掲げるもののほか、当該電気の需給の状況を改善するために必要な措置をとること。	五 前各号に掲げるもののほか、当該電気の需給の状況を改善するために必要な措置をとること。
六 前項の規定により報告又は資料の提出を求められた会員は、遅滞なく、報告又は資料の提出をしなければならない。	六 前項の規定により報告又は資料の提出を求められた会員は、遅滞なく、報告又は資料の提出をしなければならない。
七 前項の規定により報告又は資料の提出を求められた会員は、遅滞なく、報告又は資料の提出をしなければならない。	七 前項の規定により報告又は資料の提出を求められた会員は、遅滞なく、報告又は資料の提出をしなければならない。

三 推進機関は、前項の規定による指示をしたところにより、推進機関に対し、常時その設置する発電用の事業用電気工作物の発電に係る電気の量に係る情報、その供給する電気の周波数の値に係る情報その他の推進機関が行う第二十八条の四十第一号に掲げる業務の遂行に必要な情報として業務規程で定めるものを提供しなければならない。	一 当該電気の需給の状況の悪化に係る会員に電気を供給すること。
四 前項の規定により報告又は資料の提出を求められた会員は、遅滞なく、報告又は資料の提出をしなければならない。	二 会員に振替供給を行うこと。
五 前各号に掲げるもののほか、当該電気の需給の状況を改善するために必要な措置をとること。	三 会員から電気の供給を受けること。
六 前項の規定により報告又は資料の提出を求められた会員は、遅滞なく、報告又は資料の提出をしなければならない。	四 会員に電気工作物を貸し渡し、若しくは会員から電気工作物を借り受け、又は会員と電気工作物を共用すること。
七 前項の規定により報告又は資料の提出を求められた会員は、遅滞なく、報告又は資料の提出をしなければならない。	五 前各号に掲げるもののほか、当該電気の需給の状況を改善するために必要な措置をとること。

事項に係るものと除く。)についても、同様とする。

2 経済産業大臣は、前項の認可の申請に係る送配電等業務指針が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。

一 内容が法令に違反しないこと。

二 策定又は変更の手続が法令及び定款に違反しないこと。

三 不當に差別的でないこと。

3 経済産業大臣は、送配電等業務指針が前項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、推進機関に對してその送配電等業務指針を変更すべきことを命じなければならない。

4 推進機関は、第一項の経済産業省令で定める軽微な事項に係る変更をしたときは、遅滞なく、その変更した送配電等業務指針を経済産業大臣に届け出なければならない。

#### 第七目 財務及び会計

(事業年度)

第二十八条の四十七 推進機関の事業年度は、四月一日から翌年三月三十一日までとする。ただし、推進機関の成立の日を含む事業年度は、そ

(予算等の認可)

第二十八条の四十八 推進機関は、毎事業年度、予算及び事業計画を作成し、当該事業年度の開始前に(推進機関の成立の日を含む事業年度にあつては、成立後遅滞なく)、経済産業大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

(財務諸表等の提出)

第二十八条の四十九 推進機関は、事業年度(推進機関の成立の日を含む事業年度を除く。)の開始の日から三月以内に、経済産業省令で定める

ところにより、前事業年度の財産目録、貸借対照表、損益計算書、事業報告書及び決算報告書(以下この条において「財務諸表等」という。)を作成し、これを経済産業大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 推進機関は、前項の規定により財務諸表等を経済産業大臣に提出するときは、これに財務諸表等に関する監事の意見書を添付しなければならない。

3 推進機関は、第一項の規定による経済産業大臣の承認を受けた財務諸表等を推進機関の事務所に備えて置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

4 推進機関は、第一項の規定による経済産業大臣の承認を受けた財務諸表等を推進機関の事務所に備えて置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

(経済産業省令への委任)

第二十八条の五十 この法律で規定するもののか、推進機関の財務及び会計に關し必要な事項は、経済産業省令で定める。

#### 第八目 監督

(監督命令)

第二十八条の五十一 経済産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、推進機関に対し、定款又は業務規程の変更その他

その業務に關して監督上必要な命令をすることができる。

#### 第九目 雜則

(解散)

第二十八条の五十二 推進機関の解散について

同条中「一般電気事業者又は特定電気事業者」を

第四款 供給計画

第二十九条の見出しを削り、同条第一項中「(特

定電気事業者及び特定規模電気事業者を除く。以下この条において同じ。)」を削り、「開始前に」の下に「推進機関を經由して」を加え、同条第四項第

一号中「一般電気事業者」の下に「特定電気事業者又は特定規模電気事業者」を加え、同項に次の一号を加える。

五 前各号に掲げるもののほか、広域的運営を図るために必要な措置として経済産業省令で定めるものをとること。

第二十九条第四項を同条第六項とし、同条第三項中「による」の下に「電気の安定供給の確保その他」を加え、同項を同条第五項とし、同条第二項中「事項を」の下に「推進機関を經由して」を加え、同項を同条第三項とし、同項の次に次の二項を加える。

4 第二項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、第二項中「これを取りまとめ」とあるのは「これを」と、「当該年度の開始前に」とあるのは「速やかに」と読み替えるものとする。

第二十九条第一項の次に次の二項を加える。

2 推進機関は、前項の規定により電気事業者が供給計画を受け取ったときは、経済産業省令で定めるところにより、これを取りまとめ、送配電等業務指針及びその業務の実施を通じて得られた知見に照らして検討するとともに、意見があるときは当該意見を付して、当該年度の開始前に、経済産業大臣に送付しなければならない。

3 経済産業大臣は、前二項に規定する措置を講じてもなお電気の安定供給を確保する場合において公共の利益を確保するため特に必要があり、かつ、適切であると認められるときは、鉄道供給事業者に対し、一般電気事業者に電気を供給することその他の電気の安定供給を確保するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 経済産業大臣は、前二項に規定する措置を講じてもなお電気の安定供給を確保する場合において公共の利益を確保するため特に必要があり、かつ、適切であると認められるときは、特定自家用電気工作物設置者に対し、一般電気事業者に電気を供給する」とその他の電気の安定供給を確保するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

3 第三十条の見出しを「(業務改善命令)」に改め、同条中「一般電気事業者又は特定電気事業者」を

「電気事業者」に、「電気の供給の業務の方法」を「電気事業の運営に、「供給の業務の方法を改善すべき」を「電気事業の運営の改善に必要な措置をとる」に改め、同条の前に次の節名を付する。

#### 第三節 監督

第三十一条第一項中「災害その他非常の」を「電気の安定供給の確保に支障が生じ、又は生ずるおそれがある」に改め、同項に次の二号を加える。

五 前各号に掲げるもののほか、広域的運営による電気の安定供給の確保を図るために必要な措置をとること。

第三十二条第一項中「前項の規定による命令」を「第一項若しくは第二項の規定による命令又は第三項の規定による勧告」に改め、「その他命令」の下に「又は勧告」を加え、同項を同条第六項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 経済産業大臣は、前項に規定する措置を講じてもなお電気の安定供給を確保することが困難であると認められる場合において公共の利益を確保するため特に必要があり、かつ、適切であると認められるときは、鉄道供給事業者に対し、一般電気事業者に電気を供給することその他の電気の安定供給を確保するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

3 経済産業大臣は、前二項に規定する措置を講じてもなお電気の安定供給を確保する場合において公共の利益を確保するため特に必要があり、かつ、適切であると認められるときは、特定自家用電気工作物設置者に対し、一般電気事業者に電気を供給する」とその他の電気の安定供給を確保するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

	官 報 (号外)		
		第五編 登録安全管理審査機関、指定試験機関及び登録調査機関	第五編 登録安全管理審査機関、指定試験機関及び登録調査機関
4	經濟産業大臣は、前項の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者が、正當な理由がなく、その勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。	第一章 登録安全管理審査機関	第一章 登録安全管理審査機関
5	經濟産業大臣は、第一項から第三項までの措置を講じたときは、直ちに、その措置の内容を推進機関に通知するものとする。	第二章 指定試験機関	第二章 指定試験機関
	第三十二条第一項中「前条第二項」を「前条第六項」に、「どとのわない」を「調わない」に改める。	第三章 会計及び財務	第三章 会計及び財務
	第三十三条の次に次の章名を付する。	第三編 電気工作物	第三編 電気工作物
	第三十七条の次に次の編名及び章名を付する。	第一章 定義	第一章 定義
	第三十八条の次に次の章名及び節名を付する。	第二章 事業用電気工作物	第二章 事業用電気工作物
	第四十一条の次に次の節名を付する。	第一節 技術基準への適合	第一節 技術基準への適合
	第四十二節 自主的な保安	第二節 自主的な保安	第二節 自主的な保安
	第四十六条の二中「この款」を「」の節に改め、同条の前に次の節名を付する。	第三節 環境影響評価に関する特例	第三節 環境影響評価に関する特例
	第四十六条の二中「この款」を「」の節に改め、同条の前に次の節名を付する。	第九十三条から第九十六条までを削る。	第九十三条から第九十六条までを削る。
	第九十四条の三を第九十五条とする。	第五条に改め、同条を第九十六条とする。	第五条に改め、同条を第九十五条とする。
	第九十二条の四第三号中「第九十二条の二」を「第九十三条」に改め、同条を第九十五条とする。	第九十二条の五中「第九十二条の四」を「第九十三条」に改め、同条を第九十五条とする。	第九十二条の五中「第九十二条の四」を「第九十三条」に改め、同条を第九十五条とする。
	第九十二条の三を第九十四条とする。	第九十二条の三を第九十四条とする。	第九十二条の三を第九十四条とする。
	第九十七条から第九十九条までを次のように改める。	第九十七条から第九十九条までを次のように改める。	第九十七条から第九十九条までを次のように改める。
	第五十六条の二十三の次に次の節名を付する。	第五節 工事計画及び検査	第五節 工事計画及び検査
	第五十五条の次に次の節名を付する。	第六節 承継	第六節 承継
	第五十五条の二の次に次の章名を付する。	第七節 土地等の使用	第七節 土地等の使用
	第五十七条の二の次に次の編名を付する。	第六編 雜則	第六編 雜則
	第六十六条の次に次の編名及び章名を付する。	第一百三十六条中「又は支援機関」を削り、同項とを同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。	第一百三十六条中「又は支援機関」を削り、同項とを同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。
5	經濟産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、推進機関に対し、その業務又は経理の状況に関し報告又は資料の提出をさせる」とができる。	第五章 第二項中「第九十二条の四」を「第九十条」に改める。	第五章 第二項中「第九十二条の四」を「第九十条」に改める。
5	經濟産業大臣は、必要があると認めるときは、推進機関に、第二項の規定による立入検査（次に掲げる事項を調査するために行うものに限る。）を行わせることができる。	第六章 第二項中「又は第九十三条第一項」を削り、同条第三号中「第九十二条の二又は第九十三条第二項」を「又は第九十三条」に改め、同条第六号中「又は第九十八条第一項」を削り、同条第九号中「第九十二条の四」を「第九十五条」に改め、同条第十号を削る。	第六章 第二項中「又は第九十三条第一項」を削り、同条第三号中「第九十二条の二又は第九十三条第二項」を「又は第九十三条」に改め、同条第六号中「又は第九十八条第一項」を削り、同条第九号中「第九十二条の四」を「第九十五条」に改め、同条第十号を削る。
	一 第二十八条の四十三の規定による情報の提供が適正に行われていること。	第七編 詐則	第七編 詐則
	二 第二十八条の四十四第一項の規定による指示を受けた推進機関の会員がその指示に係る措置をとつていること。	第一百七十七条の三中「又は第九十九条の四」、「又は支援業務及び「又は支援機関」を削る。	第一百七十七条の三中「又は第九十九条の四」、「又は支援業務及び「又は支援機関」を削る。
10	経済産業大臣は、前項の規定により推進機関に立入検査を行わせる場合には、推進機関に対してこれを実施すべきことを指示するものとする。	第一百七十七条の五 第二十八条の二十九第一項又は五百五十万円以下の罰金に処する。	第一百七十七条の五 第二十八条の二十九第一項又は五百五十万円以下の罰金に処する。
11	推進機関は、前項の指示に従つて第九項に規定する立入検査を行つたときは、その結果を経済産業大臣に報告しなければならない。	第一百八十二条第一号中「第二十九条第四項」を「第三十一条第一項若しくは第二項」に改める。	第一百八十二条第一号中「第二十九条第四項」を「第三十一条第一項若しくは第二項」に改める。
12	第九項の規定により立入検査をする推進機関の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。	第一百九十四条第六項に、「第三十一条第一項」を「第二十九条第六項」に、「第三十二条第一項」に改め、「又は処分」を削る。	第一百九十四条第六項に、「第三十一条第一項」を「第二十九条第六項」に、「第三十二条第一項」に改め、「又は処分」を削る。
	第一百七十七条第六項中「第二十七号」を「第二十七号第一項」に改め、「又は処分」を削る。	第二百一十九条の二中「又は支援機関」を削り、同条第一項とを同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第六項とを同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。	第二百一十九条の二中「又は支援機関」を削り、同条第一項とを同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。
	第一号中「又は第九十八条第一項」及び「又は支援業務」を削り、同条第二号中「又は第九十九条の二第一項」を削り、「違反して第八十七条の二第一		

項」を「違反して同項」に改め、同条第三号中「又は第九十九条の二第二項」を削り、同条第四号中「第一百六条第六項」を「第一百六条第七項」に改め、同条第五号中「第一百七条第六項」を「第一百七条第七項」に改め、同条を「第一百十九条の三」とし、第一百十九条の百十九条の二次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした推進機関の発起人、役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第二十八条の十四第一項又は第二項の規定による申請書又は添付書類に虚偽の記載をしてこれを提出したとき。

二 第二十九条第二項(同条第四項において準用する場合を含む。)の規定による送付をしなかつたとき。

三 第一百六条第五項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

四 第一百七条第五項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

第五百二十条第一号中「第二十九条第一項若しくは第二項」を「第二十八条の二第一項、第二十八条の三第一項、第二十九条第一項若しくは第三項」に改め、同条第五号の次に「一号を加える。五の二 第二十七条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

六 第二十八条の四十四第二項又は第三項の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

七 第二十八条の四十六第三項又は第二十八条の五十一の規定による命令に違反したとき。

八 第二十八条の四十六第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

九 第二十八条の四十九第一項又は第二項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の書類を提出したとき。

第十 第二百十条第八号中「第五項まで」を「第四項まで」若しくは第六項に改め、同条第十号及び第十一号中「第九十二条の五」を「第九十六条」に改め、同条第十二号中「第五項まで」を「第四項まで」若しくは第六項に改める。

「第一百二十二条の二次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした推進機関の発起人又は役員は、二十万円以下の過料に処する。

第一百二十二条の二次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした推進機関の発起人又は役員は、二十万円以下の過料に処する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条(施行期日)  
附 則  
第一条 この法律は、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

に關し、前二項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本項の刑を科する。

(卸供給事業者等の届出に関する経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に卸供給を行つ事業を営んでいた者は、この法律の施行の日(以下「施行日」という)から三月間は、新法第二十八条の二第一項の規定にかかるわらず、同項の事項について届け出ることを要しない。

2 この法律の施行の際現に一般電気事業者が維持し、及び運用する電線路と直接に又は一般電気事業者以外の者が維持し、及び運用する電線路を通じて間接に電気的に接続している発電用の自家用電気工作物であつて新法第二十八条の三第一項の経済産業省令で定める要件に該当するものを設置している者は、施行日から三月間は、同項の規定にかかわらず、同項の事項について届け出ることを要しない。

(広域的運営推進機関に関する経過措置)

第五条 推進機関(新法第二十八条の四に規定する広域的運営推進機関をいう。以下この条並びに附則第十一条第二項及び第五項第四号において同じ。)の発起人又は会員になろうとする者は、施行日前においても、新法第二編第二章第二節第三款(第十九条の十四及び第二十八条の十五を除く。)の規定の例により、定款の作成、創立総会の開催その他推進機関の設立に必要な行為、推進機関への加入に必要な行為及び推進機関の成立の日を含む事業年度の業務の運営に必要な行為をすることができる。

2 推進機関の発起人は、施行日前においても、

新法第二十八条の十四及び第二十八条の十五の

規定の例により、推進機関の設立の認可の申請をし、経済産業大臣の認可を受けることができることを、この場合において、認可の効力は、施行日から生ずるものとする。

(第六条 この法律の施行の際現にその名称中に広域的運営推進機関という文字を用いている者について)は、政令で定めることとする。

(秘密保持義務に関する経過措置)

第七条 この法律の施行の際現に存する旧法第九十三条第一項に規定する送配電等業務支援機関の役員又は職員であつた者に係るその職務に関する事務機会の拡大を実現するため、この法律の使用者の選択の機会の拡大及び電気事業における事業機会の拡大を実現するため、この法律の円滑な施行を図るとともに、引き続き、次に掲げる方針に基づき、段階的に電気事業に係る制度の抜本的な改革を行つものとする。

一 平成二十八年を目途に、電気の小売業への参入の全面自由化を実施するものとし、このために必要な法律案を平成二十六年に開会される国会の常会に提出すること。

二 平成三十年から平成三十二年までの間を目途に、変電、送電及び配電に係る業務(以下この条において「送配電等業務」という。)の運営における中立性(送配電等業務について、特定の電気供給事業者に対し、不当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与える、又は不當に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与えることがないことをいう。第三項第一号において同じ。)の一層の確保を図るために、措置を講ずるに当たっては、金融市場の動向を踏まえるものとする。

3 政府は、中立性確保措置を法的分離によって実施する場合には、次に掲げる措置を講ずるものとする。この場合において、第二号に掲げる措置を講ずるに当たっては、金融市場の動向を踏まえるものとする。

一 送配電等業務を営む者の役員の兼職に関する規制その他の送配電等業務の運営における中立性の一層の確保を図るために法的分離と併せて講ずることが必要な規制措置

二 電気事業を営む者たる会社の債権者に、その会社の財産について他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を与えるための経過措置、前号の規制措置に係る経過措置その他の電気の安定供給を確保するため必要な資金の調達に支障を生じないようにするための措置

ほか、この法律の施行に關し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(電気事業に係る制度の抜本的な改革に係る措置)

2 前項の電気事業に係る制度の抜本的な改革は、中立性確保措置を法的分離(同一の者が、送配電等業務及び電気の小売業のいずれも営み、又は送配電等業務及び電気の卸売業のいずれも営むこと)を禁止する措置をいう。以下この項目及び次項において同じ。)によつて実施することを前提として進めるものとする。ただし、法的分離の実施に向けた検討の過程でその実施を困難にする新たな課題が生じた場合には、必要に応じて、中立性確保措置を機能分離(送配電等業務に係る機能の一部を推進機関が担うこととする)によって実施することを検討することとする。

3

(第八条 旧法又はこれに基づく命令の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、新法又はこれに基づく命令の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、新法又はこれに基づく命令の相当の規定によつてしたものとみなす。)

(罰則の適用に関する経過措置)

第九条 この法律(附則第一条第二号及び第三号に掲げる規定については、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされている場合におけるこの法律の施行後にした行為(次項及び第三項において「中立性確保措置」という。)並びに電気の小売に係る料金の全面自由化を実施するものとし、このために必要な法律案を平成二十七年に開会される国会の常会に提出することを目指すものとすることによる。

(政令への委任)

第十一条 附則第一条から前条までに定めるものの

ほか、この法律の施行に關し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定めて当該課題の克服のために必要な措置を講じつつ、当該改革を行うこと。

2 前項の電気事業に係る制度の抜本的な改革題について十分な検証を行い、その結果に基づいて当該課題の克服のために必要な措置を講じつつ、当該改革を行うこと。

3

前項の電気事業に係る制度の抜本的な改革は、中立性確保措置を法的分離(同一の者が、送配電等業務及び電気の小売業のいずれも営み、又は送配電等業務及び電気の小売業のいずれも営むこと)を禁止する措置をいう。以下この項目及び次項において同じ。)によつて実施することを前提として進めるものとする。ただし、法的分離の実施に向けた検討の過程でその実施を困難にする新たな課題が生じた場合には、必要に応じて、中立性確保措置を機能分離(送配電等業務に係る機能の一部を推進機関が担うこととする)によって実施することを検討することとする。

4

政府は、中立性確保措置を法的分離によって実施する場合には、次に掲げる措置を講ずるものとする。この場合において、第二号に掲げる措置を講ずるに当たっては、金融市場の動向を踏まえるものとする。

5

一 送配電等業務を営む者の役員の兼職に関する規制その他の送配電等業務の運営における中立性の一層の確保を図るために法的分離と併せて講ずることが必要な規制措置

二 電気事業を営む者たる会社の債権者に、その会社の財産について他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を与えるための経過措置、前号の規制措置に係る経過措置その他の電気の安定供給を確保するため必要な資金の調達に支障を生じないようにするための措置

三 送配電等業務を営む者及び電気の卸売業を営む者が相互に連携して電気の安定供給を確保するために必要な措置

4 電気の小売に係る料金の全面自由化は、これを平成三十年から平成三十二年までの間に実施することとした場合に、電気の小売業を営む者の間の適正な競争関係が確保されていないことその他の事由により、電気の使用者の利益を阻害するおそれがあると認められるとき限り、その実施の時期を見直すものとする。

5 政府は、第一項第一号及び第二号に規定する法律案を国会に提出するに当たっては、次に掲げる措置について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

一 送配電等業務を営む者に、次に掲げる事項を行わせるための措置

イ 電気の小売業を営む者から電気の供給を受けることができない者への電気の供給を保障すること。

ロ その送配電等業務を営む区域において一元的に送配電等業務を営むとともに、その供給する電気の電圧及び周波数の値を一定の値に維持すること。

二 送配電等業務を営む者が送電用の電気工作物の設置に要する費用その他の送配電等業務に要する費用を適切に回収することを可能とするための措置

三 電気の小売業を営む者に、その事業における電気の安定供給を確保するために必要な供給能力を確保させるための措置

四 推進機関に、発電用の電気工作物の設置を促進するための業務を行わせるための措置

三 送配電等業務を営む者及び電気の卸売業を営む者が相互に連携して電気の安定供給を確保するために必要な措置

4 電気の小売に係る料金の全面自由化は、これを平成三十年から平成三十二年までの間に実施することとした場合に、電気の小売業を営む者の間の適正な競争関係が確保されていないことその他の事由により、電気の使用者の利益を阻害するおそれがあると認められるとき限り、その実施の時期を見直すものとする。

5 政府は、第一項第一号及び第二号に規定する法律案を国会に提出するに当たっては、次に掲げる措置について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

一 送配電等業務を営む者に、次に掲げる事項を行わせるための措置

イ 電気の小売業を営む者から電気の供給を受けることができない者への電気の供給を保障すること。

ロ その送配電等業務を営む区域において一元的に送配電等業務を営むとともに、その供給する電気の電圧及び周波数の値を一定の値に維持すること。

二 送配電等業務を営む者が送電用の電気工作物の設置に要する費用その他の送配電等業務に要する費用を適切に回収することを可能とするための措置

三 電気の小売業を営む者に、その事業における電気の安定供給を確保するために必要な供給能力を確保させるための措置

四 推進機関に、発電用の電気工作物の設置を促進するための業務を行わせるための措置

五 電気の卸売業への参入の全面自由化及び電気の卸売に係る料金の全面自由化

六 電気事業に係る制度の抜本的な改革に関する情報提供を充実強化するための措置、スマートメーター（電気の小売業を営む者の効率的な事業運営及び多様な電気の小売に係る料金その他の供給条件の設定並びに電気の使

用の節減に資する機能を有する電力量計をいう。）の導入を促進するための措置、卸電力取引所（電気の卸売に係る電気について取引をするために必要な市場を開設している者をいう。）における電気の取引量を増加させるための措置、電気の先物取引に係る制度の整備そのための電気の小売業を営む者の間又は電気の卸売業を営む者の間の適正な競争関係を確保するための措置

七 原子力政策をはじめとするエネルギー政策の変更その他のエネルギーをめぐる諸情勢の著しい変化に伴つて特定の電気の小売業を営む者又は特定の電気の卸売業を営む者の競争条件が著しく悪化した場合又は著しく悪化することが明らかな場合において当該特定の電気の小売業を営む者又は当該特定の電気の卸売業を営む者の競争条件を改善するための措置

八 離島における電気の使用が離島以外の地域と同程度の料金により電気の供給を受けることができるようにするための措置及び離島における電気の安定供給を確保するための措置

九 前号に掲げるもののほか、沖縄地域における電気事業の特殊性を踏まえた措置

六 政府は、電気事業の監督の機能を一層強化するとともに、電気の安定供給の確保に万全を期するため、電気事業の規制に関する事務をつかさどる行政組織について、その在り方を見直し、平成二十七年を目途に、独立性及び高度の専門性を有する新たな行政組織に移行させるものとする。

平成二十五年十一月五日  
参議院議長 山崎 正昭殿  
衆議院議長 伊吹 文明

#### 審査報告書

海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十五年十一月十二日  
参議院議長 山崎 正昭殿  
国土交通委員長 藤本 祐司  
要領書

#### 一、委員会の決定の理由

本法律案は、海賊多発海域において、原油その他の国民生活に不可欠な物資であつて輸入に依存するものの輸送の用に供する日本船舶の航行に危険が生じてゐることに鑑み、その航行の安全を確保するため、国土交通大臣の認定を受けた計画に係る日本船舶において、小銃を用いた警備を実施することができる等の特別の措置を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

第五章 特定警備の実施等  
第一節 通則（第十二条・第十三条）  
第二節 特定警備計画の認定（第四条・第六条）  
第四章 特定警備に従事する者の確認等（第七条—第十条）

第五章 特定警備の実施等  
第一節 通則（第十二条・第十三条）  
第二節 特定警備の実施（第十三条—第十七条）

第三節 雜則（第十八条—第二十条）  
第六章 雜則（第二十一条—第二十三条）  
第七章 罰則（第二十四条—第二十七条）  
附則

第一章 総則  
(趣旨)  
第一条 この法律は、海賊多発海域において、原油その他の国民生活に不可欠な物資であつて輸入に依存するものの輸送の用に供する日本船舶

海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。  
平成二十五年十一月五日  
参議院議長 山崎 正昭殿  
衆議院議長 伊吹 文明

の航行に危険が生じてゐることに鑑み、その航行の安全を確保するため、国土交通大臣の認定を受けた計画に係る日本船舶において、特定警備を実施することができる等の特別の措置について定めるものとする。

## (定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 海賊行為 船舶（軍艦及び各國政府が所有し又は運航する船舶を除く。）に乗り組み又は乗船した者が、私的目的で、公海（海洋法に関する国際連合条約に規定する排他的経済水域を含む。）において行う海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律（平成二十二年法律第五十五号。第十五条第四項において「海賊処罰対処法」という。）第二条各号のいずれかの行為をいう。

二 海賊多発海域 海賊行為が多発している海域のうち、海賊行為による日本船舶の被害の防止を図ることが特に必要なものとして政令で定める海域をいう。

三 日本船舶 船舶法（明治三十二年法律第十六号）第一条に規定する日本船舶をいう。

四 特定日本船舶 原油その他の国民生活に不可欠であり、かつ、輸入に依存する物資として政令で定めるものの輸送の用に供する日本船舶であつて、当該船舶の速力、船舷の高さその他の当該船舶に関する事項が海賊行為の対象となるそれが大きいものとして国土交通省令で定める要件に適合し、かつ、当該船舶において乗組員及び乗船している者が避難

するための設備の設置その他の国土交通省令で定める海賊行為による被害を低減するために必要な措置を講じてゐるものと/or>う。

五 特定警備 海賊多発海域において、海賊行為による被害を防止するために特定日本船舶において小銃を用いて実施される警備を行う。

## 第二章 特定警備実施要領

第三条 国土交通大臣は、特定警備がその目的の達成に必要な範囲内において適正に実施されることを確保するために遵守すべき事項を定めた特定警備実施要領を策定するものとする。

2 特定警備実施要領に定める事項は、次のとおりとする。

## 一 特定警備の実施に関する基本原則

二 小銃の使用その他の海賊行為の態様に応じてとるべき特定警備の具体的な内容及びその手順に関する事項

三 特定警備の用に供する小銃及び弾薬（以下「小銃等」という。）の管理に関する事項

四 海賊行為により航行に危険が生じた場合その他の緊急の場合における関係機関との連絡に関する事項

五 前各号に掲げるもののほか、特定警備がその目的の達成に必要な範囲内において適正に実施されることを確保するために必要な事項

六 その他国土交通省令で定める事項

3 國土交通大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その特定警備実施要領が次に掲げる要件の全てに適合すると認めるとときでなければ、その認定をしてはならない。

一 特定警備実施要領に照らし適切なものであること。

二 前項第三号に掲げる事項が、小銃等の管理

たときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、特定警備実施要領の変更について準用する。

## (特定警備計画の認定)

第四条 特定日本船舶の所有者は、国土交通省令で定めるところにより、当該特定日本船舶における特定警備に関する計画（以下「特定警備計画」という。）を船舶ごとに作成し、これを国土交通大臣に提出して、当該特定警備計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 特定警備計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 特定日本船舶の名称及び船種

三 特定警備の用に供する小銃等の保管のための設備及びその管理の方法、当該小銃等を管理することとなる船長の選任に関する事項を含む。）

四 申請者の依頼を受けて特定警備を実施する事業者に関する事項

五 その他特定警備が適正に実施されるものとして国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

ハ 法人であつて、その業務を行つた役員のうちに又は口のいすれかに該当する者があることを経過しない者

二 特定日本船舶の名称及び船種

三 特定警備の用に供する小銃等の保管のための設備及びその管理の方法、当該小銃等を管理することとなる船長の選任に関する事項を含む。）

四 申請者の依頼を受けて特定警備を実施する事業者に関する事項

五 その他特定警備が適正に実施されるものとして国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

ハ 法人であつて、その業務を行つた役員のうちに又は口のいすれかに該当する者があることを経過しない者

二 特定日本船舶の名称及び船種

三 特定警備の用に供する小銃等の保管のための設備及びその管理の方法、当該小銃等を管理することとなる船長の選任に関する事項を含む。）

四 申請者の依頼を受けて特定警備を実施する事業者に関する事項

五 その他特定警備が適正に実施されるものとして国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

二 前項第三号に掲げる事項が、小銃等の管理

が適切に行われるためるために必要なものとして国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

三 前項第四号に規定する事業者が、特定警備を適確に実施するに足りる能力を有する者として国土交通省令で定める基準に適合する者であること。

## (特定警備計画の変更)

第五条 前条第一項の認定を受けた特定日本船舶の所有者（以下「認定船舶所有者」という。）は、当該認定に係る特定警備計画を変更しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣の認定を受けなければならない。ただし、国土交通省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 認定船舶所有者は、前項ただし書の国土交通省令で定める軽微な変更をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あら

はじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

3 前条第三項の規定は、第一項の規定による変更の認定について準用する。

(認定の取消し)

第六条 國土交通大臣は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第四条第一項の認定を取り消すことができる。

一 認定船舶所有者又は第四条第二項第四号に規定する事業者が、同条第一項の認定に係る特定警備計画(前条第一項の規定による変更又は同条第二項の規定による届出に係る変更があつたときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。)に従つて特定警備を実施させ、又は実施していないとき。

二 第四条第二項第三号に掲げる事項が、同条第三項第二号の國土交通省令で定める基準に適合しなくなつたとき。

三 第四条第二項第四号に規定する事業者が、同条第三項第三号の國土交通省令で定める基準に適合しなくなつたとき。

四 認定船舶所有者が、第四条第三項第四号イ又はハに該当するに至つたとき。

五 第四条第三項第五号の國土交通省令で定める基準に適合しなくなつたとき。

六 前各号に掲げるもののほか、認定船舶所有者が、この法律若しくはこれに基づく命令の規定又はこれらの規定に基づく处分に違反したとき。

(特定警備に従事する者の確認等  
第七条 認定船舶所有者は、認定計画に記載され

た第四条第二項第四号に規定する事業者(以下「特定警備事業者」という。)に当該認定計画に係る特定警備を実施させようとするときは、当該特定警備事業者に雇用されている者であつて當該特定警備に従事するものが次に掲げる要件の

全てに適合することについて、國土交通省令で定めるところにより、國土交通大臣の確認を受けなければならない。

一 特定警備を適正に行うために必要な小銃等の取扱いに関する知識及び技能を有する者として國土交通省令で定める基準に適合する者であること。

二 次のイからワまでのいずれにも該当しない者であること。

イ 二十歳に満たない者

ロ 精神障害若しくは発作による意識障害をもたらしその他小銃の適正な取扱いに支障を及ぼすおそれがある病氣として政令で定めるものにかかるつている者又は介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第五条の二に規定する認知症である者

ハ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

二 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従つて行動する能力がなく、又は著しく低い者(イからハまでのいずれかに該当する者を除く。)

ホ 第九条第二号(第七条第二号ト、チ、ヲ又はワに係るものに限る。)又は第三号に該当したことにより第九条の規定により確認を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者

ヘ 第九条第二号(第七条第二号ヌ又はルに係るものに限る。)に該当したことにより第九条の規定により確認を取り消され、その取消しの日から起算して十年を経過しない者

ト 禁錮以上の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなりた日から起算して五年を経過しない者

チ この法律若しくはこれに基づく命令若しくは銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)若しくはこれに基づく命令若しくはこれらに相当する外国の法令の規定若しくはこれらに基づく処分に違反し、又は火薬類取締法(昭和二十五年法律第二百四十九号)第五十条の二第一項の規定の適用を受ける火薬類について同法若しくはこれに基づく命令若しくはこれらに相当する

外國の法令の規定若しくはこれらに基づく処分に違反して罰金の刑(これに相当する外國の法令による刑を含む。)に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者

リ ヌ又はルに規定する行為をして罰金の刑(これに相当する外國の法令による刑を含む。)に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者

ヲ 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で國土交通省令で定めるものを行ふおそれがあると認められるに足りる相当な理由がある者

ワ 他人の生命、身体又は財産を害するおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者(ヲに該当する者を除く。)

(変更の届出)

第八条 認定船舶所有者は、前条の確認を受けた特定警備に従事する者(以下「確認特定警備従事者」という。)について、次の各号のいずれかに該当する事実が生じたときは、國土交通省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を國土

交通大臣に届け出なければならない。

一 前条第一号の国土交通省令で定める基準に適合しなくなつたとき。

二 前条第二号口から二まで、ト、チ又は又からワまでのいずれかに該当するに至つたとき。

三 特定警備事業者に雇用されなくなつたとき。

四 その他国土交通省令で定めるとき。  
(確認の取消し)

第九条 國土交通大臣は、確認特定警備従事者が次の各号のいずれかに該当するときは、第七条

一 第七条第一号の国土交通省令で定める基準に適合しなくなつたとき。  
二 第七条第二号口から二まで、ト、チ又は又からワまでのいずれかに該当するに至つたとき。  
(確認の失効)

第十条 確認特定警備従事者について、次のいずれかに掲げる事由が生じたときは、第七条の確認は、その効力を失う。  
一 当該確認を受けた日から三年を経過したとき。  
二 確認特定警備従事者が当該確認に係る特定警備事業者に雇用されなくなつたとき。  
三 第六条の規定により第四条第一項の認定が取り消されたとき。

四 第五条第一項の規定による認定計画の変更

により、当該確認に係る特定警備事業者が該認定計画に記載されなくなつたとき。

## 第五章 特定警備の実施等

### 第一節 通則

#### (特定警備の適正な実施)

第十一條 認定船舶所有者は、特定警備実施要領及び認定計画に従つて、特定警備事業者に特定警備を実施させなければならない。

2 認定船舶所有者は、確認特定警備従事者以外の者を特定警備に従事させてはならない。

3 認定船舶所有者は、確認特定警備従事者が、特定警備実施要領に従つて特定警備を行ふことを確保するために必要な措置を講じなければならぬ。

4 第十二条 確認特定警備従事者は、特定警備実施要領に従つて特定警備を行わなければならぬ。

5 確認特定警備従事者は、前二項の規定により小銃等の所持の態様についての制限)

第十三条 認定船舶所有者は、特定警備事業者に認定計画に係る特定警備を実施させようとするときは、國土交通省令で定めるところにより、

6 第十六条第一項の規定による小銃等の保管の委託を受けた者は、その委託に係る小銃等を同条第二項の規定による保管のため所持することができる。

7 第十五条 確認特定警備従事者は、小銃等の積卸しを行う場合並びに第三項、第四項及び第六項の規定による場合を除いては、小銃等を携帯しない。

8 第四項に規定するもののほか、確認特定警備従事者は、前二項の規定により小銃を発射する場合においては、あらかじめ周囲の確認その他の必要な措置を講ずることにより、人の生命、身体又は財産に危害を及ぼさないよう注意しなければならない。

9 第四項に規定するもののほか、確認特定警備従事者は、同項に規定する場合において、自己又は自己と共に乗船し、若しくは當該特定日本船舶に乗り組んでいる者の生命又は身体を防護するためやむを得ない必要があると認める相当な理由のあるときには、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度において、小銃を使用することができる。

10 確認特定警備従事者は、前項の規定により小銃を発射する場合においては、刑法(明治四十一年法律第四十五号)第三十六条又は第三十七条

五 積み込まれる予定の小銃等の数量  
六 その他の国土交通省令で定める事項  
(小銃等の所持)

第十四条 確認特定警備従事者は、認定計画に係る特定警備に従事するため特定日本船舶に乗船している場合には、当該特定日本船舶が海賊多発海域(通過海域)が外國の領海により二以上の海域に隔てられている場合において、当該領海のうち当該特定日本船舶が当該海域相互間を航行するに通過する必要があるものとして政令で定めるものをいう。)を含む)にあるときに限り、小銃等を所持することができる。

2 第十六条第一項の規定による小銃等の保管の委託を受けた者は、その委託に係る小銃等を同条第二項の規定による保管のため所持することができる。

3 第十五条 確認特定警備従事者は、小銃等の積卸しを行う場合並びに第三項、第四項及び第六項の規定による場合を除いては、小銃等を携帯しない。

4 第四項に規定するもののほか、確認特定警備従事者は、前二項の規定により小銃を発射する場合においては、あらかじめ周囲の確認その他の必要な措置を講ずることにより、人の生命、身体又は財産に危害を及ぼさないよう注意しなければならない。

5 第四項に規定するもののほか、確認特定警備従事者は、同項に規定する場合において、自己又は自己と共に乗船し、若しくは當該特定日本船舶に乗り組んでいる者の生命又は身体を防護するためやむを得ない必要があると認める相当な理由のあるときには、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度において、小銃を使用することができる。

6 第四項に規定するもののほか、確認特定警備従事者は、前項の規定により小銃を発射する場合においては、刑法(明治四十一年法律第四十五号)第三十六条又は第三十七条

て、海賊行為(海賊処罰対処法第二条第一号から第四号までのいずれかに係るものに限る)を目的で、船舶を航行させて、航行中の当該行為を行っているものが、他の制止の措置に従わず、特定期間内に船舶を航行させて当該行為を継続しようと、又はその進行を妨げる行為であつて、現に行われているものの制止に当たり、当該行為を行つている者が、他の制止の措置に従わず、なお船舶を航行させて当該行為を継続しようとすする場合において、当該船舶の進行を停止させるために他に手段がないと信するに足りる相当な理由のあるときには、その事態に応じ警告を行つたため合理的に必要と判断される限度において、当該者が乗り組み又は乗船している船舶に向けて小銃を所持していることを顯示し、小銃を構え、又は当該船舶の上空若しくは海面に向けて小銃を発射することができる。

7 確認特定警備従事者は、前項の規定により小銃を発射する場合においては、あらかじめ周囲の確認その他の必要な措置を講ずることにより、人の生命、身体又は財産に危害を及ぼさないよう注意しなければならない。

8 第四項に規定するもののほか、確認特定警備従事者は、同項に規定する場合において、自己又は自己と共に乗船し、若しくは當該特定日本船舶に乗り組んでいる者の生命又は身体を防護するためやむを得ない必要があると認める相当な理由のあるときには、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度において、小銃を使用することができる。

9 第四項に規定するもののほか、確認特定警備従事者は、前項の規定により小銃を発射する場合においては、刑法(明治四十一年法律第四十五号)第三十六条又は第三十七条

に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。

#### 8 確認特定警備従事者は、第三項、第四項及び第六項の規定により小銃を発射する場合を除き、当該小銃に実包を装填しておいてはならない。

(小銃等の保管の委託等)

#### 第十六条 確認特定警備従事者は、前条第一項の規定により携帯する場合を除き、特定日本船舶の船長(船長以外の者が船長に代わってその職務を行うべきときは、その者。以下単に「船長」という。)に小銃等の保管を委託しなければならない。

#### 2 船長は、前項の規定により委託を受けて保管する小銃等を、国土交通省令で定める基準に適合する設備及び方法により保管しなければならない。

3 船長は、認定計画に係る特定警備が実施されている特定日本船舶内において、小銃等が失失し、又は盗み取られた場合においては、国土交通省令で定めるところにより、直ちにその旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

#### 4 土地交通大臣は、前項の規定による届出を受けたときは、国土交通省令・内閣府令で定めるところにより、速やかに、その旨を都道府県公安委員会に通知しなければならない。

(措置命令)

#### 第十七条 土地交通大臣は、特定警備の適正な実施に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、認定船舶所有者に対し、特定警備の停止その他危害予防上必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

### 第三節 雜則

項目に該当する場合は、報告をさせることができる。

#### (立入検査)

#### 第十八条 認定船舶所有者は、特定警備事業者に認定計画に係る特定警備を実施させる場合においては、国土交通省令で定めるところにより、記録簿を備え、小銃等の積卸し、小銃の発射その他の国土交通省令で定める事由が生じたときは、当該記録簿に国土交通省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(入港時の確認)

#### 第十九条 認定計画に係る特定警備の実施後初めて本邦の港に入港をしようとする特定日本船舶については、当該特定日本船舶内に小銃等が存在しないことについての国土交通大臣の確認を受けた後でなければ、何人も、当該特定日本船舶から本邦に上陸し、又は物を陸揚げしてはならない。ただし、小銃等が本邦に陸揚げされるおそれがないものとして国土交通省令で定める場合に該当するときは、この限りでない。

(他の法律の適用除外)

#### 第二十条 特定日本船舶において実施される認定計画に係る特定警備については、警備業法(昭和四十七年法律第二百七号)の規定は、適用しない。

2 認定計画に係る特定警備の用に供する小銃についての規定は、適用しない。

### 第六章 雜則

#### (報告の徴収)

第二十一条 土地交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、認定船舶所有者又は船長に対し、特定警備の実施の状況その他必要な事

ず、記録簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は記録簿を保存しなかつた者

#### 四 第二十二条 第二十一條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第二十二条 國土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、認定船舶所有者の事務所、事業場、船舶その他の場所に立ち入り、設備、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は乗組員その他の関係者に質問させることができる。

五 第二十二条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第二十三条 認定船舶所有者の代表者、代理人、使用人その他の従業者が、認定船舶所有者の業務に關して、前条第三号から第五号までの違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その認定船舶所有者に対して、同条の刑を科す。

#### 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

### 第七章 罰則

#### (国土交通省令への委任)

#### 第二十四条 第十五条第二項の規定に違反した者は、五年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第二十五条 第十五条第一項の規定に違反した者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

2 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

1 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第二十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

右は多數をもつて可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

### 審査報告書

生活保護法の一部を改正する法律案

右は多數をもつて可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

平成二十五年十一月十二日

厚生労働委員長 石井みどり  
参議院議長 山崎 正昭殿

#### 三 第十八条の規定に違反した者

#### 二 第十六条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

## 要領書

## 一、委員会の決定の理由

本法律案は、保護の決定に際してのより実効ある不正の防止、医療扶助の実施の適正化等を図ることにより、国民の生活保護制度に対する信頼を高めるとともに、被保護者の就労による自立の助長を図るため、保護の決定に係る手続の整備、指定医療機関等の指定制度の整備、被保護者が就労により自立することを促進するための給付金を支給する制度の創設等の措置を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

## 一、費用

本法施行のため、平成二十五年度においては別に費用を要しない。

## 附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、生活保護制度は、憲法二十五条が規定した「健康で文化的な最低限度の生活」を全ての国民に保障するための最後の砦であり、本法に基づいて保護が必要な国民に確実に保護を実施する必要があることから、本法の施行を機に、制度の意義や必要性、相談窓口の所在や申請の方法等について改めて国民への周知を図り、国民全体の理解を得るよう努めること。

二、申請権侵害の事案が発生することのないよう、申請行為は非要式行為であり、障害等で文字を書くことが困難な者等が口頭で申請すること。とも認められるというこれまでの取扱いや、要

否判定に必要な資料の提出は可能な範囲で保護決定までの間に行うということこれまでの取扱いに今後とも変更がないことについて、省令、通達等に明記の上、周知するとともに、いわゆる「水際作戦」はあつてはならないことを、地方自治体に周知徹底すること。

三、生活保護制度の説明資料、申請書等について、保護の相談窓口に常時配備するなど、相談窓口における適切な対応について指導を徹底すること。また、相談窓口の対応等について実態調査を行うとともに、申請権侵害が疑われる事案が生じた場合に、不服のある相談者等が相談できる機関を設置するなど、制度のより適正化を図ること。

四、扶養義務者に対する調査、通知等に当たつては、扶養義務の履行が要保護認定の前提や要件とはならないことを明確にするとともに、事前に要保護者との家族関係、家族の状況等を十分に把握し、要保護者が申請を躊躇したり、その家族関係の悪化を来したりすることのないよう十分配慮すること。

五、生活保護受給者に対して就労による自立を促す際には、十分な相談・聞き取りを行い、被保護者の納得と理解を確認するなど、適切な指導を行うこと。また、就労自立給付金の支給に当たっては、就労による自立のインセンティブ付与と、被保護者の自立後の生活の安定に資する

数が急増していることや、個々人の異なる状況に時間かけて密接に対応していく必要があることから、地方自治体に対する地方交付税措置を改善し、地方自治体におけるケースワーカー、就労支援員などの増員を図る等により、適正な配置を確保すること。

七、五年後の見直しに際しては、生活保護受給者数、人口比受給率、生活保護の捕捉率、餓死・孤立死などの問題事例等の動向を踏まえ、生活保護受給者、これを支援する団体、貧困問題に関する優れた見識を有する者等、関係者の意見を十分に聴取した上で、必要な改正を行うこと。

## 右決議する。

## 生活保護法の一部を改正する法律案

右

平成二十五年十月十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

## 生活保護法の一部を改正する法律案

## 生活保護法の一部を改正する法律案

第一条 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五十五条の二」を「第五十五条の二」に、「第八章 被保護者の権利及び義務(第五十一条—第六十三条)」を「第八章 就労自立給付金(第五十五条の四・第五十五条の五)及び義務(第五十六条—第六十三条)」に、「第九章 被保護者の権利及び義務(第五十六条—第六十三条)」を「第十章」に、「第十章」を「第十一章」に、「第十一章」を「第十二章」に改める。

第十五条の二第六項中「(第三十四条の二第二項及び第五十四条の二第一項において「地域包括支援センター」という。)」を削る。

第十九条第三項中「施設介護」の下に「(第十五條の二第四項に規定する施設介護をいう。以下同じ。)」を加え、同項第七項中「左に」を「次に」に改め、同項第一号中「二十四条第六項」を「第二十四条第十項」に改める。

第二十四条第六項中「資産状況」を「資産及び収入の状況」に改め、同項を同条第十項として、同条第四項中「第一項」を「第三項」に改め、同項を同条第七項とし、同項の次に次の二項を「につけて」に改め、同項を同条第九項とし、同条第五項中「前四項」を「第一項から第七項までに、「から」を「からの」に、「があつた場合に」を「につけて」に改め、同項を同条第七項とし、同項を同条第七項とし、同項の次に次の二項を加える。

8 保護の実施機関は、知れたる扶養義務者が民法の規定による扶養義務を履行していないと認められる場合において、保護の開始の決定をしようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、当該扶養義務者に対して書面をもつて厚生労働省令で定める事項を通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが適當でない場合として厚生労働省令で定める場合は、この限りでない。

第二十四条第三項中「第一項」を「第三項」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に、「資産状況」を「資産及び収入の状況」に、「要する等」を「要する場合その他」に改め、「この場合には、同項の書面にその理由を明示しなければ

ならない」を削り、同項を同条第五項とし、同項の次に次の二項を加える。

6 保護の実施機関は、前項ただし書の規定により同項本文に規定する期間内に第三項の通知をしなかつたときは、同項の書面にその理由を明示しなければならない。

第二十四条第二項中「附されなければ」を「付さなければ」に改め、同項を同条第四項とし、同

条第一項を同条第三項とし、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

保護の開始を申請する者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を保護の実施機関に提出しなければならない。ただし、当該申請書を作成することができない特別の事情があるときは、この限りでない。

#### 一 要保護者の氏名及び住所又は居所

二 申請者が要保護者と異なるときは、申請者の氏名及び住所又は居所並びに要保護者との関係

#### 三 保護を受けようとする理由

四 要保護者の資産及び収入の状況(生業若しくは就労又は求職活動の状況、扶養義務者の扶養の状況及び他の法律に定める扶助の状況を含む。以下同じ。)

#### 五 その他要保護者の保護の要否、種類、程度及び方法を決定するために必要な事項として厚生労働省令で定める事項

2 前項の申請書には、要保護者の保護の要否、種類、程度及び方法を決定するために必要な事項として厚生労働省令で定める書類を添付しなければならない。ただし、当該書類

を添付することができない特別の事情があるときは、この限りでない。

第二十五条第二項中「すみやかに」を「速やかに」に、「前条第二項」を「前条第四項」に改めることによる。

第二十六条中「すみやかに」を「速やかに」に、「第二十八条第四項」を「第二十八条第五項」に改めることによる。

第二十七条中「すみやかに」を「速やかに」に、「第二十八条第四項」を「第二十八条第五項」に改めることによる。

第二十八条の見出し中「調査」を「報告、調査」に改め、同条第一項中「又は実施」を「若しくは実施又は第七十七条若しくは第七十八条(第三項を除く。次項及び次条第一項において同じ。)の規定の施行」に、「必要がある」を「必要がある」と認めるに改め、同条第三項若しくは第七十八条(第三百四十一号)第三条第二項に規定する共済組合等(次項において「共済組合等」という。)に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求めに、「要保護者若しくはその扶養義務者」を「次の各号に掲げる者」に改め、同条に次の各号を加える。

「当該要保護者の」に改め、同条第四項中「による」の下に「報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項

に「前項」を「第一項」に、「且つ」を「かつ」に、「呈示しなければ」を「提示しなければ」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 保護の実施機関は、保護の決定若しくは実施又は第七十七条若しくは第七十八条の規定の施行のため必要があると認めるときは、保

護の開始又は変更の申請書及びその添付書類の内容を調査するために、厚生労働省令で定めるところにより、要保護者の扶養義務者若しくはその他の同居の親族又は保護の開始若

しくは変更の申請の当時要保護者若しくはこれらの人々であつた者に対して、報告を求める

ことができる。

第二十九条の見出しを「(資料の提供等)」に改め、同条中「又は実施」を「若しくは実施又は第七十七条若しくは第七十八条の規定の施行」に改め、同条第三項に「必要がある」と認めるに改め、同条第六項を「同条第二項」を「同条第三項」に、「地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設」を「もの」に改める。

第三十一条第四項中「同条第二項」を「同条第三十四条第五項を同条第六項とし、同条第

二項本文」に、「地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設」を「もの」に改める。

第三十二条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「事情」の下に「その他やむを得ない事情」を加え、「前一項」を「第二項及び前項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前項」を「第二項」に改め、「によりあん摩マッサージ指圧師」の下に「(はり師、きゅう師)」を加え、「第五十五条の規定により準用される第四十九条」を「第五十五条第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 前項に規定する医療の給付のうち、医療を担当する医師又は歯科医師が医学的知見に基づき後発医薬品(薬事法(昭和三十五年法律第一百四十五号)第十四条又は第十九条の二の規定による製造販売の承認を受けた医薬品のうち、同法第十四条の四第一項各号に掲げる医

薬品と有効成分、分量、用法、用量、効能及び効果が同一性を有すると認められたものであつて厚生労働省令で定めるものをいう。以

下この項において同じ。)を使用することがで

きると認めたものについては、被保護者に対

し、可能な限り後発医薬品の使用を促すこと

第二十九条に次の二項を加える。

2 別表第一の上欄に掲げる官公署の長、日本年金機構又は共済組合等は、それぞれ同表の下欄に掲げる情報につき、保護の実施機関又は福祉事務所長から前項の規定による求めがあつたときは、速やかに、当該情報を記載し、若しくは記録した書類を閲覧させ、又は

によりその給付を行うよう努めるものとする。

第三十四条の二第二項中「居宅介護」の下に「(第十五条の二)第二項に規定する居宅介護をいふ。以下同じ。」を、「介護予防」の下に「(同条第五項に規定する介護予防をいう。以下同じ。)を、「居宅介護支援計画」の下に「(同条第三項に規定する居宅介護支援計画をいう。第五十四条の二第二項及び別表第二において同じ。)」を、「において」を「及び別表第二において」に、「地域包括支援センター」を「その事業として介護予防支援計画」第十五条の二第六項に規定する介護予防支援計画をいう。第五十四条の二第一項及び別表第二において同じ。」を作成する者に、「同条第二項」を「同条第二項本文」に、「地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設」を「もの」に改め、同条第三項中「前条第四項及び第五項」を「前条第五項及び第六項」に改め、同項後段を削る。

薬局又は医師若しくは歯科医師」を「又は薬局」に改め、「開設者又は本人の同意を得て」を削る。

第四十九条の次に次の二条を加える。  
(指定の申請及び基準)

第四十九条の二 厚生労働大臣による前条の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、病院若しくは診療所又は薬局の開設者の申請により行う。

第五条 申請者が、第五十一条第二項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第十一条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第五十一条第一項の規定による指定の辞退の申出をした者(当該

一 当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局が、健康保険法(大正十一年法律第七十号)第六十三条第三項第一号に規定する保険医療機関又は保険薬局でないとき。

二 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

三 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

六 申請者が、第五十四条第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定期(当該検査の結果に基づき第五十一条第二項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより厚生労働大臣が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をい

う)までの間に第五十一条第一項の規定による指定の辞退の申出をした者(当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く)で、当該申出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

四 申請者が、第五十一条第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者(当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該指定を取り消された病院若しくは診療所又は薬局の管理者であつた者で当該取消しの日

から起算して五年を経過しないものを含む。)であるとき。ただし、当該指定の取消しの処分の理由となつた事実に関して申請者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に該当しないこととすることが相当地あると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

五 申請者が、第五十一条第二項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第十一条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第五十一条第一項の規定による指定の辞退の申出をした者(当該

一 被保護者の医療について、その内容の適切さを欠くおそれがあるとして重ねて第五十条第二項の規定による指導を受けたものであるとき。

二 前号のほか、医療扶助のための医療を担当させる機関として著しく不適当と認められるものであるとき。

三 厚生労働大臣は、第一項の申請があつた場合において、当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の指定をしないことができる。

四 申請者が、第五十一条第二項の規定による指定について準用する。この場合において、第一項中「診療所」とあるのは「診療所(前条の政令で定めるものを含む。次項及び第三項において同じ。)」と、第二項第一号中「又は保険薬局」とあるのは「若しくは保険薬局又は厚生労働省令で定める事業所若しくは施設」と読み替えるものとする。

第三十七条の二中「第三十四条第五項」を「第三十四条第六項」に改める。

第四十四条第一項中「又は会計」を「若しくは会計」に改め、「含む。」の下に「第五十一条第二項第五号及び第三項」を「第二十八条第三項及び第三项」に改める。

第四十九条中「その主務大臣の同意を得て」を

## (指定の更新)

第四十九条の三 第四十九条の指定は、六年」と

とにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間(以下この条において「指定の有効期間」という。)の満了の日までにその申請に対する処分がされないとときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

3 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了日の翌日から起算するものとする。

4 前条及び健康保険法第六十八条第二項の規定は、第一項の指定の更新について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第五十条第一項中「前条」を「第四十九条」に改め、同条第二項中「ついて」の下に「厚生労働大臣又は」を加える。

第五十一条第二項中「第五十条の規定に違反した」を「次の各号のいずれかに該当する」に、「取り消す」を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止する」に改め、同項に次の各号を加える。

一 指定医療機関が、第四十九条の二第二項第一号から第三号まで又は第九号のいずれかに該当するに至つたとき。

二 指定医療機関が、第四十九条の二第三項各号のいずれかに該当するに至つたとき。

三 指定医療機関が、第五十条又は次条の規

定に違反したとき。

四 指定医療機関の診療報酬の請求に関する不正があつたとき。

五 指定医療機関が、第五十四条第一項の規定により報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

た者であるとき。

第五十四条の見出しを「(報告等)」に改め、同条第一項中「厚生労働大臣又は都道府県知事」に、「診療内容及び診療報酬請求の適否を調査するため必要がある」を「医療扶助に関して必要があると認める」に、「の管理者」を「若しくは指定医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師その他の従業者であつた者(以下

この項において「開設者であつた者等」という。)に改め、「報告」の下に「若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示」を、「命じ」の下に「指定医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師その他の従業者(開設者であつた者等を含む。)に対し出頭を求める」を加え、「当該医療機関を(関係者に対して質問させ、若しくは当該指定医療機関に、その他の帳簿書類を)帳簿書類その他の物件に改め、同条第二項中「第二十八条第二項及び第三項」を「第二十八条第三項及び第四項」に改め。

第五十四条の二第一項中「その主務大臣の同意を得て」を削り、「地域包括支援センター」を「その事業として介護予防支援計画を作成する者」に改め、「開設者、本人又は設置者の同意を得て」を削り、同条第二項及び第三項を次のように改める。

第五十五条を次のように改める。

(助産機関及び施術機関の指定等)

第五十五条 都道府県知事は、助産師又はあん

の指定を受けたものとみなす。ただし、当該介護機関(地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を除く。)が、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、別段の申出をしたときは、この限りではない。

3 前項の規定により第一項の指定を受けたものとみなされた別表第二の上欄に掲げる介護機関に係る同項の指定は、当該介護機関が同表の下欄に掲げる場合に該当するときは、その効力を失つ。

第五十四条の二第四項中「第五十条から前条までの規定は、第一項」を「第四十九条の二(第二項第一号を除く。)の規定は、第二項の指定について、第五十条から前条までの規定は、同項に、「第二項」を「第二項本文」に、「地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を」「「ものを」に改め、「」の場合において」の下に

「第五十条及び第五十条の二中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」とを加え、「第五十三条第三項」を「同条第二項、第五十二条第一項及び第五十三条第一項から第三項までの規定中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」とある」を「第五十三条第三項」を「同条第二項、第五十二条第一項及び第五十三条第一項から第三項までの規定中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、同項に改め、「同条第四項中」の下に「「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、「国民健康保険団体連合会」との下に「前条第一項中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」とを加え、「ほか、これらの規定に關し「ものとするほか」に改める。

第五十五条を次のように改める。

2 介護機関について、別表第二の上欄に掲げる介護機関の種類に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる指定又は許可があつたときは、そしようとするとき前五年以内に被保護者の医療に關し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

10 指定医療機関の管理者が指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をされることは、被保護者の医療に關し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

くは柔道整復師について、この法律による出産扶助のための助産又はこの法律による医療扶助のための施術を担当させる機関を指定する。

2 第四十九条の二第一項、第二項(第一号、第四号ただし書、第七号及び第九号を除く。)

及び第三項の規定は、前項の指定について、第五十条、第五十条の二、第五十一条(第二項第四号、第六号ただし書及び第十号を除く。)及び第五十四条の規定は、前項の規定により指定を受けた助産師並びにあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師について準用する。この場合において、

第四十九条の二第一項及び第二項中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、同項第四号中「者(当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該指定を取り消された病院若しくは診療所又は薬局の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。)」とあるのは「者」と、同条第三項中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第五十条第一項中「医療機関(以下「指定医療機関」と、同条第二項中「指定助産機関又は指定施術機関」とあるのは「指定助産機関又は指定施術機関」)と、第五十四条第一項中「都道府県知事(厚生労働大臣の指定に係る指定医療機関については、厚生労働大臣又は都道府県知事)」とあるのは「都道府県知事」と、「指定医療機関若しくは指定医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師その他従業者であつた者(以下この項において「開設者であつた者等」という。)」とあり、及び「指定医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師その他の従業者(開設者であつた者等を含む。)」とあるのは「指定助産機関若しくは指定施術機関」と、「厚生労働大臣又は都道府県知事」とあるのは「都道府県知事」と、第五十

条の二中「指定医療機関」とあるのは「指定助産機関若しくは指定施術機関」と読み

助産機関又は指定施術機関は」と、「指定医療機関」とあるのは「指定助産機関若しくは指定施術機関」と、「厚生労働大臣又は都道府県知事」とあるのは「都道府県知事」と、第五十一条第一項中「指定医療機関」とあるのは「指定助産機関又は指定施術機関が、次の」と、「厚生労働大臣の指定した医療機関については厚生労働大臣が、都道府県知事の指定した医療機関については都道府県知事が」とあるのは「都道府県知事は」と、同項第一号から第三号まで及び第五号中「指定医療機関」とあるのは「指定助産機関又は指定施術機関」と、同項第六号中「指定医療機関の開設者又は従業者」とあるのは「指定助産機関又は指定施術機関」と、同項第七号から第九号までの規定中「指定医療機関」とあるのは「指定助産機関又は指定施術機関」と、第五十四条第一項中「都道府県知事(厚生労働大臣の指定に係る指定医療機関については、厚生労働大臣又は都道府県知事)」とあるのは「都道府県知事」と、「指定医療機関若しくは指定医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師その他従業者であつた者(以下この項において「開設者であつた者等」という。)」とあり、及び「指定医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師その他の従業者(開設者であつた者等を含む。)」とあるのは「指定助産機関又は指定施術機関」と、「厚生労働大臣又は都道府県知事」とあるのは「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事」とあるのは「都道府県

替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第五十五条の二第一項中「(前条において準用する場合を含む。以下本条において同じ。)及び第三項の規定は、前條において準用する場合を含む。以下本条において同じ。)及び第三項」を「第五十五条第二項」に改め、同条第二号中「前条」を「第五十五条第二項」に改め、「第四十九条」の下に「第五十四条の二第二項又は第五十五条第一項」を加え、第三号及び第四号中「前条」を「第五十五条第二号」に改め、「第五十五条第一項」を「第五十四条の二第一項」に改め、「第五十五条第二項」に改め、同条第二号中「前条」を「第五十五条第二項」に改め、同条第一項中「厚生労働大臣又は都道府県知事が、次の」と、「厚生労働大臣の指定した医療機関については厚生労働大臣が、都道府県知事の指定した医療機関については都道府県知事が」とあるのは「都道府県知事は」と、同項第一号から第三号まで及び第五号中「指定医療機関」とあるのは「指定助産機関又は指定施術機関」と、同項第六号中「指定医療機関の開設者又は従業者」とあるのは「指定助産機関又は指定施術機関」と、同項第七号から第九号までの規定中「指定医療機関」とあるのは「指定助産機関」と、同項第六号中「指定医療機関」の下に「第五十五条の三」とする。

第七章中同条を第五十五条の三とする。

第五十五条の次に次の二条を加える。

(医療保護施設への準用)

第五十五条の二 第五十二条及び第五十三条の規定は、医療保護施設について準用する。

第八十三条の次に次の二条を加える。

(厚生労働大臣への通知)

第八十三条の二 都道府県知事は、指定医療機関について第五十一条第二項の規定によりその指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止した場合において、健康保険法第八十条各号のいずれかに該当すると疑うに足りる事実があるときは、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に対し、その事実を通知しなければならない。

第八十四条の三中「老人福祉法」の下に「(昭和三十八年法律第二百三十三号)」を加える。

第八十四条の五を第八十四条の六とする。  
第八十四条の四中「別表」を「別表第三」に改め、同条を第八十四条の五とする。

第八十四条の三の次に次の二条を加える。

(緊急時における厚生労働大臣の事務執行)

第八十四条の四 第五十四条第一項「第五十四条の二第四項及び第五十五条第二項において準用する場合を含む。」の規定により都道府県

知事の権限に属するものとされている事務は、被保護者の利益を保護する緊急の必要があると厚生労働大臣が認める場合にあっては、厚生労働大臣又は都道府県知事が行うものとする。この場合においては、この法律の規定中都道府県知事に関する規定(当該事務に係るものに限る。)は、厚生労働大臣に関する規定として厚生労働大臣に適用があるものとする。

2 前項の場合において、厚生労働大臣又は都道府県知事が当該事務を行ふときは、相互に密接な連携の下に行うものとする。

第八十五条中「三十万円」を「百万円」に改め、同条に次の二条を加える。

2 偽りその他不正な手段により就労自立給付金の支給を受け、又は他人をして受けさせた者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。ただし、刑法に正条があるときは、刑法による。

第八十六条第一項中「第五十四条の二第四項」の下に「及び第五十五条第二項」を、「同じ。」の下に「第五十五条の五」を、「報告をし」の下に

「第五十四条第一項の規定による物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、若しくは同項の規定によると該職員の質問に對して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし」を加える。

第十一章を第十二章とする。

第七十条中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の二号を加える。

五 その長が第五十五条の四第一項の規定に

より行う就労自立給付金の支給(同条第三項の規定により委託を受けて行うものを含む。)に要する費用

第七十一条中「左に」を「次に」に改め、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の二号を加える。

五 その長が第五十五条の四第一項の規定により行う就労自立給付金の支給(同条第三項の規定により委託を受けて行うものを含む。)に要する費用

第七十二条中「政令の」を「政令で」に改め、同条第二号中「母子生活支援施設」の下に「第四号において「母子生活支援施設」という。」を、「除く」の下に「。同号において同じ」を加え、同条に次の二号を加える。

三 居住地がないか、又は明らかでない被保護者につき市町村が支弁した就労自立給付金費(就労自立給付金の支給に要する費用をいう。以下同じ。)の四分の一

四 宿所提供的施設又は母子生活支援施設による被保護者につきこれらの施設の所在する市町村が支弁した就労自立給付金費の四分の一

第七十五条第一項を次のように改める。

一 国は、政令で定めるところにより、次に掲げる費用を負担しなければならない。  
一 市町村及び都道府県が支弁した保護費、保護施設事務費及び委託事務費の四分の三  
二 市町村及び都道府県が支弁した就労自立給付金費の四分の三

第七十六条の次に次の二条を加える。

(損害賠償請求権)

第七十六条の二 都道府県又は市町村は、被保護者の医療扶助又は介護扶助を受けた事由がある。第三者の行為によつて生じたときは、その支弁した保護費の限度において、被保護者が当該第三者に対し有する損害賠償の請求権を取得する。

(時効)  
第七十六条の三 就労自立給付金の支給を受ける権利は、二年を経過したときは、時効によつて消滅する。

第七十七条の前の見出し中「費用」を「費用等」に改める。

第七十八条中「費用」を「費用の額」に、「徴収することができる」を「徴収するほか、その徴収する額に百分の四十を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる」に改め、同条に次の三項を加える。

2 偽りその他不正の行為によつて医療、介護又は助産若しくは施術の給付に要する費用の支払を受けた指定医療機関、指定介護機関又は指定助産機関若しくは指定施術機関があるときは、当該費用を支弁した都道府県又は市町村の長は、その支弁した額のうち返還せられべき額をその指定医療機関、指定介護機関又は指定助産機関若しくは指定施術機関から徴収するほか、その返還せられべき額に百分の四十を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。

3 偽りその他不正な手段により就労自立給付金の支給を受け、又は他人をして受けさせたものとみなす。

第七十八条の次に次の二条を加える。

4 前二項の規定により前条第一項の規定によ

者があるときは、就労自立給付金費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に百分の四十を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。

第十一章とする。

第六十四条中「処分」の下に「並びに第五十五条の四第二項の規定により市町村長が就労自立給付金の支給に関する事務の全部又は一部をその管理に属する行政庁に委任した場合における当該事務に関する処分」を加える。

第六十五条第一項中「処分」の下に「又は就労自立給付金の支給に関する処分」を加える。

第六十六条第一項中「又は」を「若しくは」に改め、「裁決」の下に又は市町村長がした就労自立給付金の支給に関する処分若しくは市町村長の管理に属する行政庁が第五十五条の四第二項の規定による委任に基づいてした処分に係る審査請求についての都道府県知事の裁決」を加える。

第六十九条中「実施機関」の下に「又は支給機関」を加える。

第六十九条を第十一章とする。

第五十九条中「被保護者は、保護」を「保護又は就労自立給付金の支給」に、「権利」を「権利は、」に改める。

第六十条中「励み、」の下に「自ら、健康の保持及び増進に努め、収入、支出その他生計の状況を適切に把握するとともに」を加え、「維持、向上」を「維持及び向上」に改める。

第八章を第九章とし、第七章の次に次の二章を加える。

## 第八章 就労自立給付金

## (就労自立給付金の支給)

第五十五条の四 都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長は、被保護者の自立の助長を図るため、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する（居住地がないか、又は明らかでないときは、当該所管区域内にある）被保護者であつて、厚生労働省令で定める安定した職業に就いたことその他厚生労働省令で定める事由により保護を必要としなくなつたと認めたものに対して、厚生労働省令で定めるところにより、就労自立給付金を支給する。

2 前項の規定により就労自立給付金を支給する者（以下「支給機関」という。）は、就労自立給付金の支給に関する事務の全部又は一部を、その管理に属する行政庁に限り、委任することができる。

3 支給機関は、就労自立給付金の支給に関する事務の一部を、政令で定めるところにより、他の支給機関に委託して行うことを妨げない。

## （報告）

第五十五条の五 支給機関は、就労自立給付金の支給又は第七十八条第三項の規定の施行のために必要があると認めるときは、被保護者若しくは被保護者であつた者又はこれらの者の雇主その他の関係人に、報告を求めることができること

別表中「第八十四条の四関係」を「第八十四条の五関係」に改め、同表都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村の項中「（同条第五項にお

いて準用する場合を含む。）」を「及び第三項（この規定を同条第九項において準用する場合を含む。）並びに第八項」に、「第二十八条第一項及び第四項」を「第二十八条第一項、第二項及び

第五項」に、「第五十五条」を「第五十五条の二」に、「第六十一条」を「第五十五条の四、第五十九条の五、第六十一条」に改め、「第七十七条第二項」を「第七十八条第二項」に、第七十九条の二第一項及び第二項」を加え、同表都道府県の項中「及び第二項」の下に「第二十九条第二項」を加え、「第五十

五条において準用する場合を含む。」を「第四十九条の二第四項（第四十九条の三第四項及び第五十四条の二第四項において準用する場合を含む。）」及び第五十五条第二項において準用する

第五十四条の二第一項、第四十九条の三第一項」に、「第五十一条第二項並びに」を「及び第五十

五一条第二項（これららの規定を第五十四条の二第四項及び第五十五条第二項において準用する場合を含む。）」に、「第五十四条の二第四項及び第五十

五十二条においてこれらの規定を」を「第五十五条においてこれらの規定を」を「第五十四条の二において」に、「第五十四条の二第四項において」を「第五十四条の二第四項及び第五十

五条第二項において」に、「第五十五条の二」を「第五十五条第一項、第五十五条の三」に改め、「第七十八条」の下に「第八十三条の二」を加え、同表市町村の項中「第四十三条第二項」を「第二十九条第二項、第四十三条第二項」に改め、同表福祉事務所を設置しない町村の項中「第二十四条第六項」を「第二十四条第十項」に改め、同表を別表第三とし、同表の前に次の二表を加える。

別表第一（第二十九条関係）

一 総務大臣又は都道府県知事	恩給法（大正十二年法律第四十八号。他の法律において準用する場合を含む。）による年金である給付の支給に関する情報であつて、厚生労働省令で定めるもの
二 厚生労働大臣	次に掲げる情報であつて厚生労働省令で定めるもの
	一 労働者災害補償保険法（昭和二十一年法律第五十号）による給付の支給に関する情報
	二 戰傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第一百二十七号）による援護に関する情報
	三 未帰還者留守家族等援護法（昭和二十八年法律第一百六十号）による留守家族手当の支給に関する情報
	四 戰傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第一百六十八号）による療養手当の支給に関する情報
	五 雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）による給付の支給に関する情報
	六 石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）による特別遺族給付金の支給に関する情報
	七 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第四十七号）による職業訓練受講給付金の支給に関する情報
三 市町村長	次に掲げる情報であつて厚生労働省令で定めるもの
	一 予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）による障害児養育年金、障害年金又は遺族年金の支給に関する情報
	二 児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）による児童手当又は同法附則第一条第一項に規定する特例給付の支給に関する情報
	三 健康増進法（平成十四年法律第百三号）による健康増進事業の実施に関する情報
	四 戸籍又は除かれた戸籍に記載した事項に関する情報

## 官報(号外)

四 國土交通大臣

六 都道府県知事、市長 又は福祉事務所を管理する町村長	五 税務署長	四 國際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法(昭和五十二年法律第九十四号)による給付金の支給に関する情報 五 船員の雇用の促進に関する特別措置法(昭和五十二年法律第十九条)による就職促進給付金の支給に関する情報 六 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法(昭和五十六年法律第七十二条)による給付金の支給に関する情報 七 都道府県知事又は市町村長	次に掲げる情報であつて厚生労働省令で定めるもの 一 相続税法(昭和二十五年法律第七十三条)第二十七条から第十九条までに規定する申告書、当該申告書に係る国税通則法(昭和三十七年法律第六十六条)第十八条第二項に規定する期限後申告書、同法第十九条第三項に規定する修正申告書又は同法第二十八条第一項に規定する更正通知書若しくは決定通知書に関する情報 二 所得税法(昭和四十年法律第二百三十三条)第二百四十九条の規定により青色申告書に添付すべき書類(事業所得の金額の計算に関する明細書に限る。)に関する情報 三 児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)による児童扶養手当の支給に関する情報 三 母子及び寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号)による母子家庭自立支援給付金の支給に関する情報
--------------------------------	--------	--	---

九 日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合又は地方公務員共済組合	八 厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合若しくは全国市町村職員共済組合連合会	七 都道府県知事又は市町村長	四 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年法律第二百三十四条)による障害児福祉手当又は特別障害者手当の支給に関する情報 五 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第三十号)附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報
十 市町村長又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第四十八条	九 日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合又は地方公務員共済組合	八 厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合若しくは全国市町村職員共済組合連合会	四 国民年金法による年金である給付の支給に関する情報 五 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第二百五十二条)による年金である給付の支給に関する情報 六 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律(平成十六年法律第二百六十六条)による特別障害給付金の支給に関する情報

十二 都道府県知事	十一 厚生労働大臣又は都道府県知事	十 厚生労働省令で定めるもの
十三 都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	十二 都道府県知事	十一 厚生労働省令で定めるもの
十四 総務大臣	十三 都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	十二 都道府県知事
十五 その他政令で定める者	十六 その他政令で定める事項に関する情報	十五 その他政令で定める事項に関する情報
備考 厚生労働大臣は、次の各号に掲げる厚生労働省令を定めようとするときは、当該各号に定める大臣に協議しなければならない。	その他の政令で定める事項に関する情報	その他の政令で定める事項に関する情報
一一の項下欄 七の項下欄(第一号に係る部分に限る)、八の項下欄(第五号に係る部分	その他の政令で定める事項に関する情報	その他の政令で定める事項に関する情報

別表第二(第五十四条の二関係)

その事業として居宅介護を行う者又は特定福祉用具販売事業者	介護保険法第四十一条 第一項本文の指定	同法第七十五条第二項の規定による指定居宅サービスの事業の廃止があつたとき、同法第七十七条第一項若しくは第百十五条の三十五第六項の規定による同法第四十一条第一項本文の指定の取消しがあつたとき、又は同法第七十条の二第一項の規定により同法第四十一条第一項本文の指定の効力が失われたとき。
六 十二の項下欄の厚生労働省令 環境大臣	五 八の項下欄(第一号に係る部分に限る)及び九の項下欄(第一号に係る部分に限る)の厚生労働省令 財務大臣	四五の項下欄、八の項下欄(第三号に係る部分に限る)及び九の項下欄(第一号に係る部分に限る)の厚生労働省令 法務大臣

介護保険法第七十七条 第一項の規定により同法第四十一条第一項本文の指定があつたものとみなされた居宅サービスに係る同項本文の指定	同法第七十五条第二項の規定による指定居宅サービスの事業の廃止があつたとき、同法第七十二条第二項、第七十七条第一項若しくは第百十五条の三十五第六項の規定による同法第四十一条第一項本文の指定の取消しがあつたとき、又は同法第七十条の二第一項の規定により同法第四十一条第一項本文の指定の効力が失われたとき。
介護保険法第七十二条 第一項の規定により同法第四十一条第一項本文の指定があつたものとみなされた居宅サービスに係る同項本文の指定	同法第七十五条第二項の規定による指定居宅サービスの事業の廃止があつたとき、又は同法第七十二条第二項、第七十七条第一項若しくは第百十五条の三十五第六項の規定による同法第四十一条第一項本文の指定の取消しがあつたとき、又は同法第七十条の二第一項の規定により同法第四十一条第一項本文の指定の効力が失われたとき。
失われたとき。	失われたとき。

平成二十五年十一月十三日 参議院会議録第六号 生活保護法の一部を改正する法律案

介護保険法第四十二条 の二第一項本文の指定 (同法第八条第二十一 項に規定する地域密着 型介護老人福祉施設に 係る指定及び同法第七 十八条の十五第二項に 規定する指定期間開始 時有効指定を除く。)	介護保険法第七十八条 の十二において読み替 えて準用する同法第七 十一条第一項の規定に より同法第四十二条の 二第一項本文の指定が あつたものとみなされ (同法第八条第二十一 項に規定する地域密着 型介護老人福祉施設に 係る指定及び同法第七 十八条の十五第二項に 規定する指定期間開始 時有効指定を除く。)	同法第七十八条の五第二項の規定による指定地域 密着型サービスの事業の廃止があつたとき、同法 第七十八条の十若しくは同法第七十八条の十二に おいて読み替えて準用する同法第七十一条第二項 の規定による同法第四十二条の二第一項本文の指 定の取消しがあつたとき、又は同法第七十八条の 十二において読み替えて準用する同法第七十条の 二第一項の規定により同法第四十二条の二第一項 本文の指定の効力が失われたとき。
介護保険法第七十八条 の十二において読み替 えて準用する同法第七 十一条第一項の規定に より同法第四十二条の 二第一項本文の指定が あつたものとみなされ られたとき。	同法第七十八条の五第二項の規定による指定地域 密着型サービスの事業の廃止があつたとき、同法 第七十八条の十若しくは同法第七十八条の十二に おいて読み替えて準用する同法第七十二条第二項 の規定による同法第四十二条の二第一項本文の指 定の取消しがあつたとき、又は同法第七十八条の 十二において読み替えて準用する同法第七十条の 二第一項の規定に規定する指定期間開始時有効 指定	同法第七十八条の五第二項の規定による指定地域 密着型サービスの事業の廃止があつたとき、同法 第七十八条の十若しくは同法第七十八条の十二に おいて読み替えて準用する同法第七十二条第二項 の規定による同法第四十二条の二第一項本文の指 定の取消しがあつたとき、又は同法第七十八条の 十二において読み替えて準用する同法第七十条の 二第一項の規定による指定期間開始時有効 指定

その事業として 居宅介護支援計 画を作成する者	介護保険法第七十八条 の十五第二項に規定す る指定期間開始時有効 指定	同法第七十八条の五第二項の規定による指定地域 密着型サービスの事業の廃止があつたとき、同法 第七十八条の十若しくは同法第七十八条の十二に おいて読み替えて準用する同法第七十二条第二項 の規定による同法第四十二条の二第一項本文の指 定の取消しがあつたとき、又は同法第七十八条の 十二において読み替えて準用する同法第七十条の 二第一項の規定による指定期間開始時有効 指定
介護保険法第四十六 条	同法第八十二条第二項の規定による指定居宅介護 支援の事業の廃止があつたとき、同法第八十四条 第一項若しくは第百十五条の三十五第六項の規定 による同法第四十六条第一項の指定の取消しがあ つたとき、又は同法第七十九条の二第一項の規定 により同法第四十六条第一項の指定の効力が失わ れたとき。	同法第八十二条第二項の規定による指定居宅介護 支援の事業の廃止があつたとき、同法第八十四条 第一項若しくは第百十五条の三十五第六項の規定 による同法第四十六条第一項の指定の取消しがあ つたとき、又は同法第七十九条の二第一項の規定 により同法第四十六条第一項の指定の効力が失わ れたとき。

二 第一項若しくは第七十二条第二項の規定により

同法第四十二条の二第一項本文の指定の効力が失  
われたとき。

同法第七十八条の五第二項の規定による指定地域

密着型サービスの事業の廃止があつたとき、同法  
第七十八条の十の規定による同法第四十二条の二  
第一項本文の指定の取消しがあつたとき、又は同  
法第七十八条の二第一項の規定により同法第四十  
二条の二第一項本文の指定の効力が失われたと  
き。

同法第七十八条の五第二項の規定による指定地域

密着型サービスの事業の廃止があつたとき、同法  
第七十八条の十の規定による同法第四十二条の二  
第一項本文の指定の取消しがあつたとき、又は同  
法第七十八条の二第一項の規定により同法第四十  
二条の二第一項本文の指定の効力が失われたと  
き。

た地域密着型サービス

に係る同項本文の指定  
(同法第八条第二十一  
項に規定する地域密着  
型介護老人福祉施設に  
係る指定及び同法第七  
十八条の十五第二項に  
規定する指定期間開始  
時有効指定を除く。)同法第四十二条の二第一項本文の指定の効力が失  
われたとき。

## 官 報 (号 外)

地域密着型介護 老人福祉施設	介護保険法第四十二条 の二第一項本文の指定	同法第七十八条の八の規定による同法第四十二条の二第一項本文の指定の効力が失われたとき。	同法第五十三条第一項本文の指定があつたもののみなされた介護予防サービスに係る同項本文の指定	十一条第一項の規定により同法第五十三条第一項本文の規定に準用する同法第七十条の二第一項の規定により同法第五十三条第一項本文の指定の効力が失われたとき。
介護老人福祉施 設	介護保険法第四十八条 第一項第一号の指定	同法第九十九条の規定による同法第四十八条第一項第一号の指定の効力が失われたとき。 同法第九十九条第二項の規定による介護老人保健施設の廃止があつたとき、同法第四十六条第一項若しくは第一百五十五条の三十五第六項の規定により同法第九十四条第一項の許可の効力が失われたとき。 同法第一百五十五条の五第二項の規定による指定介護予防サービスの事業の廃止があつたとき、同法第九十四条第一項の許可の取消しがあつたとき、又は同法第九十四条の二第一項の規定により同法第九十四条第一項の許可の効力が失われたとき。	同法第一百五十五条の五第二項の規定による指定介護予防サービスの事業の廃止があつたとき、同法第七十二条第二項若しくは同法第一百五十五条の三十五第六項の規定により同法第五十三条第一項本文の指定の効力が失われたとき。 同法第一百五十五条の十五第二項の規定による指定地域密着型介護予防サービスの事業の廃止があつたとき、同法第一百五十五条の十九の規定による同法第五十四条の二第一項本文の指定の取消しがあつたとき、又は同法第一百五十五条の二十一において準用する同法第七十条の二第一項の規定により同法第五十四条の二第一項本文の指定の効力が失われたとき。	同法第七十七条の二第一項の規定による同法第七十条の二第一項本文の規定に準用する同法第七十条の二第一項の規定により同法第五十三条第一項本文の指定の効力が失われたとき。 同法第七十七条の十二において読み替えて準用する同法第七十条の二第一項の規定により同法第五十三条第一項本文の指定の効力が失われたとき。
介護老人保健施 設	介護保険法第九十四条 第一項の許可	同法第九十九条の規定による同法第四十八条第一項第一号の指定の効力が失われたとき。 同法第九十九条第二項の規定による介護老人保健施設の廃止があつたとき、同法第四十六条第一項若しくは第一百五十五条の三十五第六項の規定により同法第九十四条第一項の許可の効力が失われたとき。 同法第一百五十五条の五第二項の規定による指定介護予防サービスの事業の廃止があつたとき、同法第七十二条第二項若しくは同法第一百五十五条の三十五第六項の規定により同法第五十三条第一項本文の指定の効力が失われたとき。 同法第一百五十五条の十五第二項の規定による指定地域密着型介護予防サービスの事業の廃止があつたとき、同法第一百五十五条の十九の規定による同法第五十四条の二第一項本文の指定の取消しがあつたとき、又は同法第一百五十五条の二十一において準用する同法第七十条の二第一項の規定により同法第五十四条の二第一項本文の指定の効力が失われたとき。	同法第一百五十五条の五第二項の規定による指定介護予防サービスに係る同項本文の指定があつたもののみなされた介護予防サービスに係る同項本文の指定	同法第七十七条の二第一項の規定による同法第七十条の二第一項本文の規定に準用する同法第七十条の二第一項の規定により同法第五十三条第一項本文の指定の効力が失われたとき。
その事業として 介護予防を行う 者又は特定介護 予防福祉用具販 売事業者	介護保険法第五十三条 第一項本文の指定	同法第一百五十五条の九第一項若しくは第一百五十五条の三十五第六項の規定による同法第五十三条第一項本文の指定の取消しがあつたとき、又は同法第一百五十五条の二十九の規定による同法第五十八条第一項本文の指定の効力が失われたとき。	同法第一百五十五条の九第一項若しくは第一百五十五条の三十五第六項の規定による同法第五十三条第一項本文の指定の効力が失われたとき。	同法第七十七条の二第一項の規定による同法第七十条の二第一項本文の規定に準用する同法第七十条の二第一項の規定により同法第五十三条第一項本文の指定の効力が失われたとき。
介護保険法第一百五十五条 の十一において読み替 えて準用する同法第七 百十五条の九第一項、同法第 一百十五条の十一にお	同法第一百五十五条の五第二項の規定による指定介護 予防サービスの事業の廃止があつたとき、同法第一百 五十五条の九第一項若しくは第一百五十五条の三十五 第六項の規定による同法第五十三条第一項本文の指 定の取消しがあつたとき、又は同法第一百五十五条 の十一において読み替えて準用する同法第七十条的 二第一項の規定により同法第五十三条第一項本文本 文の指定の効力が失われたとき。	同法第一百五十五条の二十五第二項の規定による指定 介護予防支援の事業の廃止があつたとき、同法第一百 五十五条の二十九の規定による同法第五十八条第一項 本文の指定の取消しがあつたとき、又は同法第一百 五十五条の三十一において準用する同法第七十条的 二第一項の規定により同法第五十八条第一項の指 定の効力が失われたとき。	いて読み替えて準用する同法第七十七条の二第一項若 しくは同法第一百五十五条の三十五第六項の規定によ る同法第五十三条第一項本文の指定の取消しがあ つたとき、又は同法第一百五十五条の十一において読み 替えて準用する同法第七十条の二第一項の規定によ り同法第五十三条第一項本文の指定の効力が失 われたとき。	十一条第一項の規定に より同法第五十三条第一 項本文の指定があつ たもののみなされた介 護予防サービスに係る 同項本文の指定

第二条 生活保護法の一部を次のように改正する。

目次中「第八章 就労自立給付金(第五十五条の四・第五十五条の五)」を「第九章 被保護者就労支援事業(第五十五条の六)」とし、「第九章」を「第十章」に、「第十章」を「第十一章」に、「第十一章」を「第十二章」に、「第十二章」を「第十三章」に改める。

第五十五条の二中「実施機関は」の下に、「第五十五条の六第一項に規定する被保護者就労支援事業を行うほか」を加える。

第五十五条の二中「実施機関は」の下に、「第五十五条の六第三項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。」

第五十五条の二中「第五十五条の六第三項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。」

四 都道府県が支弁した被保護者就労支援事業に係る費用のうち、当該都道府県の設置する福祉事務所の所管区域内の町村における人口、被保護者の数その他の事情を勘案して政令で定めるところにより算定した額の四分の三
第一章を第十二章とし、第十章を第十一章とし、第九章を第十章とし、第八章の次に次の第一章を加える。
第九章 被保護者就労支援事業
第五十五条の六 保護の実施機関は、就労の支援に関する問題につき、被保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う事業(以下「被保護者就労支援事業」という。)を実施するものとする。
2 保護の実施機関は、被保護者就労支援事業の事務の全部又は一部を当該保護の実施機関以外の厚生労働省令で定める者に委託することができる。

3 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの人であつた者は、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
附 則
(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十六年七月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 附則第八条、第十条、第十三条及び第十七条の規定 公布の日

二 第一条中生活保護法第三十四条の改正規定(同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「前二項」を「第二項及び前項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前項」を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。)の規定により行う被保護者就労支援事業の実施に要する費用
三 市町村が支弁した被保護者就労支援事業に係る費用のうち、当該市町村における人口、被保護者の数その他の事情を勘案して政令で定めるところにより算定した額の四分の三
四 第二項に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に一項を加える部分に限る。)及び同法第六十条の改正規定 平成二十六年一月一日
三 第二条の規定 平成二十七年四月一日
(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、第一条及び第二条の規定による改正後の生活保護法の規定の施行の状況を勘案し、同法の規定に基づく規制の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。(申請による保護の開始及び変更に関する経過措置)
第三条 この法律の施行の日(以下「施行日」といいう。)前にされた保護の開始又は変更の申請であつて、この法律の施行の際、保護の開始又は変更の決定がされていないものについてのこれらの处分については、なお従前の例による。
2 第一条の規定による改正後の生活保護法(以下「平成二十六年改正後生活保護法」という。)第二十四条第八項の規定は、施行日以後にされた保護の開始の申請について適用する。
3 第四条 施行日前にされた第一条の規定による改正前の生活保護法(以下「旧法」という。)第二十九条の規定による調査の嘱託については、なお従前の例による。
4 第五条 第二条の規定により第四十九条の三第一項の規定により平成二十六年改正後生活保護法第四十九条の三第一項の規定にかかるわらず、当該期間の経過によって、その効力を失う。

5 第五条 第二条の規定により第四十九条の三第一項の規定により平成二十六年改正後生活保護法第四十九条の三第一項の規定にかかるわらず、当該期間の経過によって、その効力を失う。
--

6 その長が第五十五条の六の規定により行う被保護者就労支援事業の実施に要する費用
7 第七十五条第一項に次の二号を加える。
三 市町村が支弁した被保護者就労支援事業に係る費用のうち、当該市町村における人口、被保護者の数その他の事情を勘案して政令で定めるところにより算定した額の四分の三
四 第二項に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に一項を加える部分に限る。)及び同法第六十条の改正規定 平成二十六年一月一日
三 第二条の規定 平成二十七年四月一日
(検討)

十六年改正後生活保護法第四十九条の指定を受けたものとみなして、平成二十六年改正後生活保護法及び前二項の規定を適用する。

(指定介護機関に関する経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に旧法第五十四条の二第一項(旧道州制特区法第十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の指定を受けている介護機関は、施行日に、平成二十六年改正後生活保護法第五十四条の二第一項(新道州制特区法第十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の指定を受けたものとみなす。

2 前項の規定により平成二十六年改正後生活保

護法第五十四条の二第一項の指定を受けたものとみなされた平成二十六年改正後生活保護法別表第二の上欄に掲げる介護機関であつて、旧法

第五十四条の二第二項の規定の適用を受けたものについては、平成二十六年改正後生活保護法第五十四条の二第二項の規定の適用を受けたものとみなして、同条第三項の規定を適用する。  
(助産機関等に関する経過措置)

第七条 この法律の施行の際現に旧法第五十五条において準用する旧法第四十九条の指定を受けている助産師、あん摩マッサージ指圧師及び柔道整復師は、施行日に、平成二十六年改正後生

活保護法第五十五条第一項の指定を受けたものとみなす。

(指定医療機関等の申請に関する経過措置)

第八条 平成二十六年改正後生活保護法第四十九条、第五十四条の二第一項又は第五十五条第一項の指定を受けようとする者は、施行日前においても、平成二十六年改正後生活保護法第四十九条の二第一項(同条第四項(平成二十六年改正後生活保護法第五十九条の二第一項(同条第四項(平成二十六年改正後生活保護法第五十四条の二第二項において準用する場合を含む。)並びに第八項)に、「第二十八条第一項及び

用する場合を含む。)並びに平成二十六年改正後生活保護法第五十四条の二第四項及び第五十五条第二項において準用する場合を含む。)の規定

の例により、その申請をすることができる。

(指定又は指定の取消しの要件に関する経過措

置)

第九条 平成二十六年改正後生活保護法第四十九条の二第二項各号若しくは第三項各号(これら

の規定を同条第四項(平成二十六年改正後生活保護法第五十四条の二第四項において準用する場合を含む。)並びに平成二十六年改正後生活保

護法第五十四条の二第四項及び第五十五条第二項において準用する場合を含む。)又は第五十一

条第二項各号(平成二十六年改正後生活保護法第五十四条の二第四項及び第五十五条第二項において準用する場合を含む。)の規定は、施行日

において準用する場合を含む。)の規定は、施行日

2 平成二十六年改正後生活保護法第七十八条第二項及び第四項(同条第二項に係る部分に限

る。次項において同じ。)の規定は、施行日以後に都道府県又は市町村の長が支弁した同条第二項に規定する指定医療機関、指定介護機関又は指定助産機関若しくは指定施術機関からの徴収金の徴収について適用する。

(罰則に関する経過措置)

3 平成二十六年改正後生活保護法第七十八条第二項及び第四項並びに前項の規定は、健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第

八十三号)附則第一百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有することとされる同法附

則第九十一条の規定による改正前の生活保護法第五十四条の二第二項並びに前項の規定を準用する場合を含む。)並びに平成二十六年改正後生活保

護法第五十四条の二第四項及び第五十五条第二項及び第五十六条第二項において準用する場合を含む。)の下に「第七十八条の二第二項及び第二

項」の下に「第五十五条の二第二項及び第二

項」を加え、同項第二号中「及び第二項」の下に「第二十九条第二項」を加え、「第五十五条の二第二項」の下に「第七十八条の二第二項及び第二

項」を加え、「第五十五条の二第二項及び第二

第四項」を「第二十八条第一項、第二項及び第五

項」に、「第五十五条」を「第五十五条の二」に、「第六十一条」を「第五十五条の四、第五十五条の五、第六十一条」に改め、「第七十七条第二

項」の下に「第七十八条の二第二項及び第二

項」を加え、「第七十八条の二第二項及び第二

官報(号外)

(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住  
帰国後の自立の支援に関する法律等の一  
部改正)

第十五条 次に掲げる法律の規定中「別表」を「別  
表第三」に改める。

一 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永  
住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六  
年法律第三十号)第十八条

二 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永  
住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を  
改正する法律(平成十九年法律第二百一十七号)  
附則第四条第三項

(道州制特別区域における広域行政の推進に  
する法律の一部改正)

第十六条 道州制特別区域における広域行政の推  
進に関する法律の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「第四十九条」の下に「及び  
第四十九条の二第一項から第三項まで」を加  
え、「同条」を「同法第四十九条」に改め、「この  
条において」とび「その主務大臣の同意を得て」  
を削り、「薬局について」を「診療所又は薬局」  
に、「薬局」を「診療所又は薬局」に、「」につ  
いて」を「」と、同法第四十九条の二第一項か  
ら第三項までの規定中「厚生労働大臣」とあるの  
は「厚生労働大臣又は計画作成特定広域団体の  
知事」に改め、同条第二項中「その主務大臣の  
同意を得て」を削り、「」について」との下に  
「同条第四項中「この場合において」とあるの  
は「この場合において、第四十九条の二第一項  
中「厚生労働大臣」とあるのは「厚生労働大臣又  
は計画作成特定広域団体(道州制特別区域にお  
ける広域行政の推進に関する法律(平成十八年

法律第二百十六号)第七条の規定により同法別表

第三号に掲げる事務に関する事項が定められて  
いる道州制特別区域計画を作成した同法第二条

第一項に規定する特定広域団体をいう。以下こ  
の条において同じ。)の知事」と、同条第二項及  
び第三項中「厚生労働大臣」とあるのは「厚生労

働大臣又は計画作成特定広域団体の知事」と  
と」を加える。

(年金生活者支援給付金の支給に関する法律の  
一部改正)

第十七条 年金生活者支援給付金の支給に関する  
法律(平成二十四年法律第二百二号)の一部を次  
のように改正する。

附則第十六条の次に次の一条を加える。

(生活保護法の一部改正)

第十六条の二 生活保護法(昭和二十五年法律  
第二百四十四号)の一部を次のように改正す  
る。

別表第一の八の項に次の一号を加える。

七 年金生活者支援給付金の支給に関する法  
律(平成二十四年法律第二百二号)による年金

生活者支援給付金の支給に関する情報

災害救助法による救助若しくは扶助金の支給、児童福祉法によ  
る療育の給付若しくは障害児入所給付費の支給又は母子及び寡婦  
福祉法による資金の貸付けに  
関する情報であつて主務省令で定めるもの

都道府県知事等	災害救助法による救助若しくは扶助金の支給、児童福祉法によ る療育の給付若しくは障害児入所給付費の支給又は母子及び寡婦 福祉法による資金の貸付けに 関する情報であつて主務省令で定めるもの
---------	---

を

(行政手続における特定の個人を識別するため  
の番号の利用等に関する法律の一部改正)

第三号に掲げる事務に関する事項が定められて  
いる道州制特別区域計画を作成した同法第二条

第一項に規定する特定の個人を識別す  
るための番号の利用等に関する法律の一部を次  
のように改正する。

別表第二の二十六の項中「及び実施」の下に「又は徵収金の徵収」を加え、  
自立給付金の支給」を加え、「費用の徵収」を「徵  
収金の徵収」に改める。

別表第二の九の項中「実施」の下に「若しくは  
就労自立給付金の支給」を加える。

都道府県知事	別表第一の十五の項中「実施」の下に「就労 自立給付金の支給」を加え、「費用の徵収」を「徵 収金の徵収」に改める。
--------	--

都道府県知事

都道府県知事等	災害救助法による救助若しくは扶助金の支給、児童福祉法によ る療育の給付若しくは障害児入所給付費の支給又は母子及び寡 婦福祉法による資金の貸付けに 関する情報であつて主務省令で定めるもの
---------	---

に

改め、「である給付」の下に「若しくは特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律によること」を加え、

都道府県知事等	児童扶養手当関係情報又は母子及び寡婦福祉法による母子家庭自立支援給付金の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの	厚生労働大臣又は厚生労働省令で定めるもの
都道府県知事	特別児童扶養手当関係情報又は雇用対策法による職業転換給付金の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの	あつて主務省令で定めるもの

大臣又は特別児童扶養手当関係情報又は雇用対策法による職業転換給付金の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの

に改める。

別表第二の八十七の項中「母子家庭自立支援給付金」の下に「特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当」を、「である給付」の下に「若しくは特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金」を、「特別児童扶養手当関係情報」の下に「又は雇用対策法による職業転換給付金の支給に関する情報」を加え、

都道府県知事等	地方公務員災害補償基金	地方公務員災害補償基金	地方公務員災害補償基金
厚生労働大臣又は厚生労働省令で定めるもの	地方公務員災害補償関係情報であつて主務省令で定めるもの	地方公務員災害補償関係情報であつて主務省令で定めるもの	地方公務員災害補償関係情報であつて主務省令で定めるもの

係情報であるもの

時帰国旅費又は中国残留邦人等支援給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの

に改める。

第十九条のうち住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)別表第二の五の項の次に次のように加える改正規定(同表の五の十一の項に係る部分に限る。)中「実施」の下に「同法第五十五条の四第一項の就労自立給付金の支給」を加え、「若しくは第七十八条の費用」を「第七十八条第一項から第三項まで若しくは第七十八条の二第一項若しくは第二項の徴収金」に改め、同改正規定(同表の五の十二の項及び五の二十八の項に係る部分に限る。)中「第二十四条第六項」を「第二十四条第十項」に改める。

第十九条のうち住民基本台帳法別表第三の七の項の次に次のように加える改正規定(同表の七の七の項に係る部分に限る。)中「実施」の下に「同法第五十五条の四第一項の就労自立給付金の支給」を加え、「若しくは第七十八条の費用」を「第七十八条第一項から第三項まで若しくは第七十八条の二第一項若しくは第二項の徴収金」に改める。

#### 審査報告書

#### 生活困窮者自立支援法案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十五年十一月十二日

参議院議長 山崎 正昭殿

厚生労働委員長 石井みどり

#### 要領書 一、委員会の決定の理由

本法律案は、生活困窮者が増加する中で、生活困窮者について早期に支援を行い、自立の促進を図るために、生活困窮者に対し、就労の支援その他の自立の支援に関する相談等を実施する

(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第十九条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

下に「同法第五十五条の四第一項の就労自立給付金の支給」を加え、「若しくは第七十八条の費用」を「第七十八条第一項から第三項まで若しくは第七十八条の二第一項若しくは第二項の徴収金」に改め、同改正規定(同表の四の十二の項及び四の二十八の項に係る部分に限る。)中「第二十四条第六項」を「第二十四条第十項」に改める。

第十九条のうち住民基本台帳法別表第五九号の次に六号を加える改正規定(同表第九号の四に係る部分に限る。)中「実施」の下に「同法第五十五条の四第一項の就労自立給付金の支給」を加え、「若しくは第七十八条の費用」を「第七十八条第一項から第三項まで若しくは第七十八条の二第一項若しくは第二項の徴収金」に改め、同改正規定(同表の五の十二の項及び五の二十八の項に係る部分に限る。)中「第二十四条第六項」を「第二十四条第十項」に改める。

第十九条のうち住民基本台帳法別表第五九号の次に六号を加える改正規定(同表第九号の四に係る部分に限る。)中「実施」の下に「同法第五十五条の四第一項の就労自立給付金の支給」を加え、「若しくは第七十八条の費用」を「第七十八条第一項から第三項まで若しくは第七十八条の二第一項若しくは第二項の徴収金」に改め、同改正規定(同表の五の十二の項及び五の二十八の項に係る部分に限る。)中「第二十四条第六項」を「第二十四条第十項」に改める。

とともに、居住する住宅を確保し、就職を容易にするための給付金を支給する等の措置を講じようとするものであり、おむね妥当な措置と認められる。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用  
本法施行のため、平成二十五年度においては別に費用を要しない。

#### 附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、自立相談支援事業の相談窓口においては、相談者の困窮の状況に応じて生活保護制度の下で生活再建を図ることも含め、最善の対応を行うよう指導を徹底すること。また、自立相談支援事業の相談員が策定する自立支援計画については、生活困窮者本人の意向を十分に考慮することとし、その実施、評価、改善・修正が適切に行われるようするとともに、実施の途上で自立支援計画の実行が困難になった場合や、最低限度の生活が維持できないと判断された場合は、生活保護への移行を促すことも含めた適切な対応を講ずるよう指導すること。

二、自立相談支援事業の相談員については、その責務の一環として訪問支援にも積極的に取り組むこととし、ケースワーカー・民生委員等、関係者間の連携と協力の下、生活困窮者に対し漏れのない支援を行うこと。また、そのために支援業務に精通する人員を十分に配置することを検討し、適切な措置を講ずること。

三、生活困窮者は心身の不調、家族の問題等多様

な問題を抱えている場合が多く、また、問題解決のために時間が必要であることから、個々の生活困窮者の事情、状況等に合わせ、包括的・継続的に支えていく伴走型の個別的な支援のための体制を整備すること。

四、就労準備支援事業の実施に当たっては、対象者が生活困窮者であることに鑑み、求職者支援制度を始めとする他の関連施策との整合性と連続性とを図る観点から、その生活の安定のための方策について更に検討を行うこと。

五、いわゆる中間的就労である就労訓練事業の実施に当たっては、訓練を実施する事業者を適切に認定するとともに、当該事業者と自立支援計画の実施責任者とが密接な連携を図り、個々の生活困窮者の訓練実施、達成の状況などについての定期的な確認を行うよう適切な措置を講ずること。

六、本法に規定された各種施策を実施する費用について、地方自治体の負担分を含め、財政上の措置を適切に講ずるよう努めること。また、地方自治体における取組を通じて得られた好事例を広く周知することにより、本法に規定された各種施策が着実かつ効果的に実施されるようになります。

七、生活困窮者の自立支援に当たっては、常に住民の立場に立つて相談・支援を行ってきた民生委員・児童委員が最大限その役割を發揮できるよう、必要な情報の提供や、研修の実施、関係機関との効率的な連携等、民生委員・児童委員が活動しやすい環境整備を更に進めること。

右  
内閣総理大臣 安倍晋三  
平成二十五年十月十七日

生活困窮者自立支援法案  
右  
国会に提出する。  
第一章 総則(第一条—第三条)  
第二章 都道府県等による支援の実施(第四条—第九条)  
第三章 生活困窮者就労訓練事業の認定(第十一条)  
第四章 雜則(第十一条—第十九条)  
第五章 罰則(第二十条—第二十三条)  
附則  
第一章 総則  
(目的)  
第一条 この法律は、生活困窮者自立相談支援事業の実施、生活困窮者住居確保給付金の支給その他生活困窮者に対する自立の支援に関する措置を講ずることにより、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的とする。  
(定義)  
第二条 この法律において「生活困窮者」とは、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができる者である。  
「事業」とは、雇用による就業が著しく困難な生活困窮者(当該生活困窮者及び当該生活困窮者と同一の世帯に属する者の資産及び収入の状況その他の事情を勘案して厚生労働省令で定めるものに限る)に対し、厚生労働省令で定める期間にわたり、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業をいう。

3 この法律において「生活困窮者就労準備支援事業」とは、雇用による就業が著しく困難な生活困窮者(当該生活困窮者及び当該生活困窮者と同一の世帯に属する者の資産及び収入の状況その他の事情を勘案して厚生労働省令で定めるものに限る)に対し、厚生労働省令で定める期間にわたり、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業をいう。

4 この法律において「生活困窮者就労準備支援事業」とは、雇用による就業が著しく困難な生活困窮者(当該生活困窮者及び当該生活困窮者と同一の世帯に属する者の資産及び収入の状況その他の事情を勘案して厚生労働省令で定めるものに限る)に対し、厚生労働省令で定める期間にわたり、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業をいう。

5 この法律において「生活困窮者一時生活支援事業」とは、一定の住居を持たない生活困窮者(当該生活困窮者及び当該生活困窮者と同一の世帯に属する者の資産及び収入の状況その他の

報の提供及び助言を行う事業

二 生活困窮者に対し、認定生活困窮者就労訓練事業(第十条第三項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業をいう。)の利用についてのあっせんを行う事業

三 生活困窮者に対し、当該生活困窮者に対する支援の種類及び内容その他の厚生労働省令で定める事項を記載した計画の作成その他の生活困窮者の自立の促進を図るために、一体的かつ計画的に行われるための援助として厚生労働省令で定めるものを行う事業

四 報の提供及び助言を行う事業  
二 生活困窮者に対し、認定生活困窮者就労訓練事業(第十条第三項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業をいう。)の利用についてのあっせんを行う事業

事情を勘案して厚生労働省令で定めるものに限る。)に対し、厚生労働省令で定める期間にわたり、宿泊場所の供与、食事の提供その他当該宿泊場所において日常生活を営むのに必要な便宜として厚生労働省令で定める便宜を供与する事業をいう。

6 この法律において「生活困窮者家計相談支援事業」とは、生活困窮者の家計に関する問題につき、生活困窮者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、併せて支出の節約に関する指導その他家計に関する継続的な指導及び生活に必要な資金の貸付けのあつせんを行う事業(生活困窮者自立相談支援事業に該当するものを除く。)をいう。

(市及び福祉事務所を設置する町村等の責務)

第三条 市(特別区を含む)及び福祉事務所(社会

福祉法昭和二十六年法律第四十五号)に規定する福祉に関する事務所をいう。以下同じ。)を設

置する町村(以下「市等」という。)は、この法律

の実施に関し、公共職業安定所その他の職業安定機関、教育機関その他の関係機関(次項第二号において単に「関係機関」という。)との緊密な連携を図りつつ、適切に生活困窮者自立相談支

援事業及び生活困窮者住居確保給付金の支給を行ふ責務を有する。

2 都道府県は、この法律の実施に関し、次に掲

び生活困窮者住居確保給付金の支給並びに生

活困窮者就労準備支援事業、生活困窮者一時生活支援事業、生活困窮者家計相談支援事業

その他生活困窮者の自立の促進を図るために行う生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者住居確保給付金の支給並びに生活困窮者就労準備支援事業、生活困窮者一時生活支援事業、生活困窮者家計相談支援事業

必要な事業が適正かつ円滑に行われるよう、市等に対する必要な助言、情報の提供その他に生活困窮者自立の促進を図るために必要な便

用の援助を行うこと。

## 二 関係機関との緊密な連携を図りつつ、適切

に生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者住居確保給付金の支給を行うこと。

## 三 国は、都道府県及び市等(以下「都道府県等」

といふ。)が行う生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者住居確保給付金の支給並びに生活

困窮者就労準備支援事業、生活困窮者一時生活支援事業、生活困窮者家計相談支援事業その他

に対する必要な助言、情報の提供その他の援助を行わなければならない。

第二章 都道府県等による支援の実施

(生活困窮者自立相談支援事業)

第四条 都道府県等は、生活困窮者自立相談支援事業を行うものとする。

第五条 都道府県等による支援の実施

2 都道府県等は、生活困窮者自立相談支援事業の事務の全部又は一部を当該都道府県等以外の厚生労働省令で定める者に委託することができる。

第六条 都道府県等は、生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者住居確保給付金の支給のほか、次に掲げる事業を行うことができる。

一 生活困窮者就労準備支援事業

二 生活困窮者一時生活支援事業

三 生活困窮者家計相談支援事業

四 生活困窮者である子どもに対し学習の援助を行う事業

五 その他の生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業

(市等の支弁)

第六条 第二項及び第三項の規定は、前項の規定により都道府県等が行う事業について準用する。

第七条 次に掲げる費用は、市等の支弁とする。

一 第四条第一項の規定により市等が行う生活

困窮者自立相談支援事業の実施に要する費用

二 第五条第一項の規定により市等が行う生活困窮者住居確保給付金の支給に要する費用

三 前条第一項の規定により市等が支弁する費用のうち当該都道府県の設

の資産及び収入の状況その他事情を勘案して厚生労働省令で定めるものに限る。)に対し、生活困窮者住居確保給付金を支給するものとする。

## 第八条 次に掲げる費用は、都道府県の支弁とする。

一 第四条第一項の規定により都道府県が行う生活困窮者自立相談支援事業の実施に要する費用(都道府県の支弁)

2 前項に規定するもののほか、生活困窮者住居確保給付金の額及び支給期間その他生活困窮者住居確保給付金の支給に關し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(生活困窮者就労準備支援事業等)

第六条 都道府県等は、生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者住居確保給付金の支給のほか、次に掲げる事業を行うことができる。

一 生活困窮者就労準備支援事業

二 生活困窮者一時生活支援事業

三 生活困窮者家計相談支援事業

四 生活困窮者である子どもに対し学習の援助を行う事業

五 その他の生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業

(市等の支弁)

第六条 第二項及び第三項の規定は、前項の規定により都道府県等が行う事業について準用する。

第七条 次に掲げる費用は、市等の支弁とする。

一 第四条第一項の規定により市等が行う生活

困窮者自立相談支援事業の実施に要する費用

二 第五条第一項の規定により市等が行う生活

困窮者住居確保給付金の支給に要する費用

三 前条第一項の規定により市等が支弁する費用のうち当該都道府県の設

窮者家計相談支援事業並びに同項第四号及び第五号に掲げる事業の実施に要する費用

(都道府県の支弁)

第八条 次に掲げる費用は、都道府県の支弁とする。

一 第四条第一項の規定により都道府県が行う生活困窮者住居確保給付金の支給に要する費用(都道府県の支弁)

二 第六条第一項の規定により都道府県が行う生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者一時生活支援事業の実施に要する費用

三 前条の規定により都道府県が支弁する同條第一号に掲げる費用のうち当該都道府県の設

置する福祉事務所の所管区域内の町村における人口、被保護者の数その他の事情を勘案して政令で定めるところにより算定した額

四 前条の規定により都道府県が支弁することにより、次に掲げるものを補助することができる。

1 前二条の規定により市等及び都道府県が支弁する費用のうち、第七条第三号及び前条第三号に掲げる費用の三分の二以内

2 前二条の規定により市等及び都道府県が支弁する費用のうち、第七条第四号及び前条第四号に掲げる費用の二分の一以内

第三章 生活困窮者就労訓練事業の認定

第十一条 履用による就業を継続して行うことが困難な生活困窮者に対し、就労の機会を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する事業（以下この条において「生活困窮者就労訓練事業」という。）を行おう者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該生活困窮者就労訓練事業が生活困窮者の就労に必要な知識及び能力の向上のための基準として厚生労働省令で定める基準に適合していることによる。

2 都道府県知事は、生活困窮者就労訓練事業が前項の基準に適合していると認めるときは、同項の認定をするものとする。

3 都道府県知事は、第一項の認定に係る生活困窮者就労訓練事業（第十五条第一項において「認

定生活困窮者就労訓練事業」という。）が第一項の基準に適合しないものとなつたと認めるときは、同項の認定を取り消すことができる。

四 第四章 雜則

（雇用の機会の確保）

第十一條 国及び地方公共団体は、生活困窮者の雇用の機会の確保を図るため、職業訓練の実施、就職のあつせんその他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、生活困窮者の雇用の機会の確保を図るため、國の講ずる措置と地方公共団体の講ずる措置が密接な連携の下に円滑かつ効果的に実施されるように相互に連絡し、及び協力するものとする。

3 公共職業安定所は、生活困窮者の雇用の機会の確保を図るため、求人に関する情報の収集及び提供、生活困窮者を雇用する事業主に対する援助その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

4 公共職業安定所は、生活困窮者の雇用の機会の確保を図るため、職業安定法（昭和二十二年法律第二百四十一号）第三十三条の四第一項の規定による届出をして無料の職業紹介事業を行う都道府県等が求人に関する情報の提供を希望するときは、当該都道府県等に対して、当該求人に関する情報を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他情報通信の技術を利用する方法をいう。）その他厚生労働省令で定める方法により提供するものとする。

（不正利得の徴収）

第十二条 偽りその他不正の手段により生活困窮者住居確保給付金の支給を受けた者があるときは、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

2 前項の規定による徴収は、都道府県等は、その者から、その支給を受けた生活困窮者住居確保給付金の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

3 前項の規定による徴収は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十二条の三第三項に規定する法律で定める歳入とする。

（受給権の保護）

第十三条 生活困窮者住居確保給付金の支給を受けることとなつた者の当該支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

（公課の禁止）

第十四条 租税その他の公課は、生活困窮者住居確保給付金として支給を受けた金錢を標準として課することができない。

（報告等）

第十五条 都道府県等は、生活困窮者住居確保給付金の支給に関して必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、当該生活困窮者住居確保給付金の支給を受けた生活困窮者又は生活困窮者であった者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

2 都道府県等は、生活困窮者住居確保給付金の支給に関して必要があると認めるときは、当該生活困窮者住居確保給付金の支給を受ける生活困窮者若しくは当該生活困窮者に対し当該生活困窮者が居住する住宅を賃貸する者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者に、当該住宅の状況につき、報告を求めることができる。

（町村の一部事務組合等）

第十七条 町村が一部事務組合又は広域連合を設けて福祉事務所を設置した場合には、この法律の適用については、その一部事務組合又は広域連合を福祉事務所を設置する町村とみなす。

（大都市等の特例）

第十八条 この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この条において「指定都市」という。）及び

4 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。（資料の提供等）

第十六条 都道府県等は、生活困窮者住居確保給付金の支給又は生活困窮者就労準備支援事業若しくは生活困窮者一時生活支援事業の実施に関して必要があると認めるときは、生活困窮者、生活困窮者の配偶者若しくは生活困窮者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらの者であつた者の資産又は収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは生活困窮者の雇用主その他の関係者に報告を求めることができる。

同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この条において「中核市」という。）においては、政令の定めるところにより、指定都市又は中核市が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市又は中核市に関する規定として指定都市又は中核市に適用があるものとする。

#### （実施規定）

第十九条 この法律に特別の規定があるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、厚生労働省令で定める。

#### 第五章 執則

第二十条 偽りその他不正の手段により生活困窮者住居確保給付金の支給を受け、又は他人をして受けさせた者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。ただし、刑法（明治四十一年法律第四十五号）に正条があるときは、刑法による。

第二十一条 第四条第三項（第六条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第二十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。  
一 第十五条第一項の規定による命令に違反して、報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対し、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者  
二 第十五条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

#### 第二十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第二十条又は前条第二号の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科す。

（施行期日）  
第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、附則第三条及び第十一条の規定は、公布の日から施行する。

#### （検討）

第二条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、生活困窮者に対する自立の支援に関する措置の在り方について総合的に検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

#### （施行前の準備）

第三条 第十条第一項の規定による認定の手続その他の行為は、この法律の施行前においても行なうことができる。

#### （地方自治法の一部改正）

第四条 地方自治法の一部を次のように改正する。  
二百五十二条の十九第一項第八号の次に次の一号を加える。

八の二 生活困窮者の自立支援に関する事務（地方財政法の一部改正）  
第五条 地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）の一部を次のように改正する。  
第十条に次の一号を加える。

三十二 生活困窮者自立相談支援事業に要する

#### る経費及び生活困窮者住居確保給付金の支給に要する経費

（地方財政法の一部改正に伴う調整規定）  
第六条 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する法律の一部改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）の施行の日がこの法律の施行の日後となる場合には、前条のうち地方財政法第十条の改正規定中「三十二 生活困窮者自立相談支援事業に要する経費及び生活困窮者住居確保給付金の支給に要する経費」とあるのは、「三十一 生活困窮者自立相談支援事業に要する経費及び生活困窮者住居確保給付金の支給に要する経費」とする。

前項の場合において、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第十条のうち地方財政法第十条の改正規定中「三十一 子どものための教育・保育給付に要する経費（地方公共団体の設置する教育・保育施設に係るものを除く。）」とあるのは、「三十二 子どものための教育・保育給付に要する経費（地方公共団体の設置する教育・保育施設に係るものを除く。）」とする。

（社会保険労務士法の一部改正）  
第十条 社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一第二十号の二十三の次に次の一号を加える。

二十の二十四 生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第一号。第十条第一項及び第十五条第二項の規定に限る。）

（政令への委任）  
第十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定めること。

（社会福祉法の一部改正）  
第八条 社会福祉法の一部を次のように改正する。  
第一条第三項第一号の次に次の一号を加え

一の二 生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第一号）に規定する認定生活困窮者就労訓練事業

第二条第二項第一号の次に次の一号を加え

一の二 生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第一号）に規定する認定生活困窮者就労訓練事業







平成二十五年十一月十三日

参議院会議録第六号 投票者氏名 質問主意書及び答弁書

四六

武見 敬三君	滝沢 求君	磯崎 哲史君	江崎 孝君
塚田 一郎君	大島九州男君	小川 勝也君	小川 敏夫君
堂故 茂君	尾立 源幸君	中川 雅治君	滝波 宏文君
中泉 松司君	大野 元裕君	豊田 鶴保	柘植 芳文君
中曾根弘文君	風間 直樹君	中西 祐介君	鷹保 康介君
中原 八一君	神本恵子君	長峯 誠君	大久保 勉君
西田 昌司君	小林 正夫君	大島 俊郎君	大塚 耕平君
野村 哲郎君	斎藤 嘉隆君	井上 義行君	井上 克彦君
長谷川 岳君	馬場 成志君	小野 次郎君	江口 横山君
橋本 聖子君	林 芳正君	柴田 巧君	寺田 信一君
藤井 基之君	藤川 政人君	羽生田 俊君	川田 龍平君
古川 俊治君	馬場 駿也君	北澤 俊美君	矢倉 克夫君
堀内 恒夫君	舞立 昇治君	芝 博一君	平木 大作君
牧野たかお君	松下 新平君	田城 郁君	山本 香苗君
松村 祥史君	丸山 和也君	津田弥太郎君	山口 那津男君
丸川 珠代君	三木 伸吾君	那谷屋正義君	井上 博司君
三木 亨君	溝手 顕正君	長浜 博行君	寺田 典城君
宮本 周司君	宮本 周司君	西村まさみ君	川田 克彦君
森屋 宏君	柳本 修路君	柳本 遼二君	江口 克彦君
山崎 力君	柳本 卓治君	野田 国義君	参議院議長 山崎 正昭殿
山谷えり子君	吉田 吉田君	白 眞勲君	東 徹君
山本 順二君	吉川ゆうみ君	牧山ひろえ君	儀間 光男君
吉田 博美君	佐々木さやか君	藤田 幸久君	中野 正志君
脇 雅史君	佐々木さやか君	前川 清成君	藤巻 健史君
渡邊 美樹君	吉川ゆうみ君	柳田 安井美沙子君	荒井 広幸君
相原久美子君	吉川ゆうみ君	蓮 荒木	平野 達男君
石上 俊雄君	吉川ゆうみ君	柳田 清寛君	谷 亮子君
足立 有田	芳生君	柳田 魚住裕一郎君	主濱 與石
足立 渡辺	猛之君	柳田 佐々木さやか君	市田 忠義君
足立 信也君	芳生君	柳田 稔君	井上 哲士君
西田 実仁君	通宏君	柳澤 秋野	紙 智子君
西田 通宏君	西田 有田	吉川 公造君	倉林 明子君
昌良君 新妻	秀規君	田村 智子君	増子 真治君
昌良君 谷合	正明君	辰巳孝太郎君	森本 輝彦君
昌良君 谷合	正明君	山下 芳生君	藤末 健三君
長沢 広明君	竹谷とし子君	又市 征治君	谷 亮子君
浜田 深田	浜田 新妻	糸数 慶子君	井上 哲士君
浜田 昌良君	秀規君	山本 太郎君	市田 忠義君
			反対者氏名
			一六名
			道州制に関する質問主意書
			右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。
			平成二十五年十月二十九日 江口 克彦
			平成二十五年十月二十九日 江口 克彦
			道州制に関する質問主意書
			道州制の導入は、我が國にとつて、最優先に取り組むべき政策課題である。その国民的なコンセプトも得られていることは、先の衆議院選挙や参議院選挙において、道州制の導入を政権公約等に掲げる政党が議席数を伸ばした結果にも表れている。
			第一次安倍内閣では、新藤道州制担当大臣を任命し、道州制の導入に積極的な姿勢を示しているものの、一向に政府としての具体的な取組が見られない。
			道州制を議論の段階から実現の段階に移すために必要なことは、政治的な決断のみであると考える。そこで、道州制の導入に關し、これまでの取組及び今後の対応について、以下のとおり質問する。
			答弁書(内閣參質一八三第七号)において、「道州制の導入は、地域経済の活性化や行政の効率化などを目指して、國の在り方を根底から見直す大きな改革であると考えている。与党において議論が行われていると承知しており、今後、連携を深め、取り組んでまいりたい。」との見解が示されている。この答弁書も踏まえ、道州制の導入に関し、与党とどのような連携を図り、

	平成二十五年十一月十二日	内閣総理大臣 安倍 晋三
二 平成二十五年六月十四日に閣議決定された「經濟財政運営と改革の基本方針について」においては、「道州制に関する基本法案の動向を踏まえ、必要な検討を進める。」と記載されている。しかし、「道州制に関する基本法案を待たずとも、政府において道州制の導入に関する議論を開始することは可能である。第一次安倍内閣においては「道州制ビジョン懇談会」が設置され、道州制に関する議論がなされていた。第二次安倍内閣においても、例えば「第二次道州制ビジョン懇談会」を設置するなど、道州制の導入に向けた議論の場を政府内に設けるべきと考えるが、政府の認識を示されたい。	参議院議員江口克彦君提出道州制に関する質問に対する答弁書	
三 新藤大臣は平成二十五年六月四日の衆議院総務委員会において、「道州制に関する「十分な国民的議論」や「精緻な設計」が必要であるとの認識を示した上で、安倍内閣としても、「さまざまなる研究を行ながる実に対応していきたい」と答弁している。また、同年九月二日には、全国知事会から新藤大臣に対し、「道州制の基礎法案について」の要望がなされている。この答弁及び要望を踏まえ、道州制の導入に向けて、政府として今後具体的にどのような対応を行うのか明らかにされたい。特に、「十分な国民的議論」や「精緻な設計」をどのように確保するのか、その道筋について明らかにされたい。右質問する。	参議院議員江口克彦君提出道州制に関する質問に対する答弁書	
資料によると、平成二十四年において強姦は千二百四十件、強制わいせつは七千二百六十三件となり、前年に比べそれぞれ増加している。また、内閣府の調査において、異性から無理やりに性交された被害の相談の有無に関する質問に対し、「だれにも(どこにも)相談しなかった」という回答が約七割を占めていることから、多くの被害が潜在化していることが分かる。このような現状を鑑みると、「被害者への迅速かつ適切な支援を行うための「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター」(以下「支援センター」という)」の全国的な設置及び設置促進のための支援は急務である。	参議院議員江口克彦君提出道州制に関する質問に対する答弁書	
一 について 道州制に関する基本法案について検討が進められていたと承知しており、政府としては、その動向を注視するとともに、機会を捉え、地方団体を始めとする様々な関係者の御意見を伺うなどを始めたとする様々な取組を行なっているところである。	参議院議員江口克彦君提出道州制に関する質問に対する答弁書	
二 及び三について 今後、政府としては、まずは、与党における道州制に関する基本法案についての検討の動向を注視し、必要な検討を進めてまいりたい。	参議院議員江口克彦君提出道州制に関する質問に対する答弁書	
性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの設置に関する質問主意書	参議院議員江口克彦君提出道州制に関する質問に対する答弁書	
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。	参議院議員江口克彦君提出道州制に関する質問に対する答弁書	
平成二十五年十月三十日	参議院議長 山崎 正昭殿 系数 慶子	
参議院議長 山崎 正昭殿	内閣総理大臣 安倍 晋三	
一 について 政府としては、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター(以下単に「支援センター」という)の設置状況を網羅的には把握していないが、東京都内、愛知県内、大阪府内及び佐賀県内において、性犯罪被害者に対する財政支援に関し、前向きな答弁を行っているところでございます。」と支援センターに對する財政支援に関し、前向きな答弁を行っているところである。	参議院議員系數慶子君提出性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの設置に関する質問に対する答弁書	
二 政府として把握している支援センターの設置状況を明らかにされたい。	参議院議員系數慶子君提出性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの設置に関する質問に対する答弁書	
性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの設置等に向け、設置される支援センター及び支援センターの開設を希望する地方公共団体、被害者支援団体等に対し、どのような取組を行うのか。政府における検討状況又は具体的な計画があれば示されたい。	参議院議員系數慶子君提出性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの設置に関する質問に対する答弁書	
三 内閣府は平成二十六年度予算概算要求において、「性犯罪被害者等のための総合支援交付事業」として約五千円を計上しているが、支援センターに対する交付金等の財政的な支援は行われるのか、政府の見解を示されたい。また、同事業の内容についても、併せて明らかにされたい。	参議院議員系數慶子君提出性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの設置に関する質問に対する答弁書	
右質問する。	参議院議員系數慶子君提出性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの設置に関する質問に対する答弁書	

設置された支援センターに対し、先進的な取組の情報を探求するなどの取組を行つてしまつた。

### 三について

内閣府の平成二十六年度予算の概算要求における性犯罪被害者等のための総合支援交付事業については、支援センターによる取組を支援することとも含め、性犯罪被害者等の支援に組む地方公共団体を財政的に支援するための経費として五千万円を計上しているが、当該経費の取扱いについては、同年度予算編成過程において検討しているところであり、現時点においてお答えすることは困難である。

### 集団的自衛権の解釈改憲問題に関する責任の取り方に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十五年十一月一日

藤末 健三

参議院議長 山崎 正昭殿

集団的自衛権の解釈改憲問題に関する責任の取り方に関する質問主意書

内閣が集団的自衛権に関する責任を負ふ(憲法第六十六条第三項)のであるから、歴代内閣が集団的自衛権に関する責任を負つて、内閣は、行政の行使について、国会に対し連帶して責任を負つた。

ことについて解釈変更するのであれば、国会への十分納得のいく説明が必須である。さらに、集団的自衛権の解釈は憲法の基本原理に関わる重大な問題であり、一内閣の重要な政策に過ぎないものではない。主権者の意思を直接問うべき問題であり、「国民投票の対象」と考えるべきであるが、政府の見解を明らかにされたい。

右質問する。  
平成二十五年十一月一日 藤末 健三

参議院議長 山崎 正昭殿  
内閣法制局の存在意義と今回の長官人事の目的に関する質問主意書

内閣法制局の存在意義と今回の長官人事の目的に関する質問主意書  
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十五年十一月十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員藤末健三君提出集団的自衛権の解釈改憲問題に関する責任の取り方に関する質問に對し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員藤末健三君提出集団的自衛権の解釈改憲問題に関する責任の取り方に関する質問に對し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員藤末健三君提出集団的自衛権の解釈改憲問題に関する責任の取り方に関する質問に對する答弁書

平成二十五年十一月一日  
参議院議長 山崎 正昭殿  
内閣法制局の存在意義と今回の長官人事の目的に関する質問主意書

内閣法制局の存在意義と今回の長官人事の目的に関する質問主意書  
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

参議院議員藤末健三君提出内閣法制局の存在意義と今回の長官人事の目的に関する質問に対する答弁書

参議院議員藤末健三君提出内閣法制局の存在意義と今回の長官人事の目的に関する質問に対する答弁書  
内閣法制局は、内閣府において行うものであるが、内閣法制局は、内閣法制局設置法(昭和二十七年法律第二百五十一号)に基づき、「法律問題に關し内閣並びに内閣総理大臣及び各省大臣に對し意見を述べること」等を所掌事務として内閣に置かれた機関であり、行政府による行政権の行使について、憲法を始めとする法令の解釈の一貫性や論理的整合性を保つとともに、法律による行政を確保する觀点から、内閣等に對し意見を述べてきたものである。

その上で、御指摘の集団的自衛権の問題については、現在、「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」(以下「懇談会」という)において、前回の報告書が出されて以降、我が国を取り巻く安全環境が一層厳しさを増していることを踏まえ、我が国の平和と安全を維持するためどのようなに考へるべきかについて検討が行われているところであり、政府としては、懇談会における議論を踏まえて対応を改めて検討していく考えである。

内閣府としての憲法解釈は最終的に内閣の責任において行うものであるが、集団的自衛権の問題については、現在、「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」(以下「懇談会」という)において、前回の報告書が出されて以降、我が国を取り巻く安全環境が一層厳しさを増していることを踏まえ、我が国の平和と安全を維持するためどのようなに考へるべきかについて検討が行われているところであり、政府としては、懇談会における議論を踏まえて対応を改めて検討していく考えである。

平成二十五年十一月十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員藤末健三君提出内閣法制局の存在意義と今回の長官人事の目的に関する質問に對し、別紙答弁書を送付する。

平成二十五年十一月十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員藤末健三君提出内閣法制局の存在意義と今回の長官人事の目的に関する質問に對し、別紙答弁書を送付する。